

## 令和2年度事務事業評価（令和元年度事業）の結果について

大桑村では、効率的な行政運営を進めていくためのひとつの手法として、平成18年度から行政評価制度を導入し、村が実施した事務事業に対し事後評価を行っています。

### I 大桑村の行政評価制度

#### 1 事務事業評価の目的

##### (1) 不要・不急事業の見直し

事務事業評価による評価結果は毎年度作成する実施計画、当初予算の参考資料とし、事務事業の整理合理化や廃止等による事業費の削減に繋がります。

##### (2) 説明責任と住民参加

事務事業の目的、内容、成果などをわかりやすく示し、住民に対する説明責任を果たします。これにより、行政運営に対する住民の理解や検証を容易にし、行政情報の共有化を図り住民参画の基盤を整えます。

##### (3) 職員の意識改革

事務事業の目的や位置付け、効果や効率性を職員全体に絶えず意識させ、目標達成意識や人件費を含めたコスト意識を浸透させます。

##### (4) 総合計画の進捗状況把握

すべての事務事業を総合計画の施策体系に結び付けて管理し、総合計画の進捗状況の把握、最終的な評価を行う際の基礎資料として活用します。

#### 2 評価対象事業

令和元年度に実施した全事務事業

#### 3 評価の方法

事務事業評価シートを基に、職員による内部評価と行政評価委員会（住民）による外部評価により総合的に評価します。

##### (1) 行政による内部評価

- 評価シートの作成 …………… ①担当係による現況の検証  
②各課長による評価審査  
③担当課による今後の方向性の検討
- 評価基準の統一 …………… ①行政評価検討会議による審査・レベリング
- 理事者評価 …………… ①評価シートの内容審査・確認  
②今後の方向性の検討・意志決定

##### (2) 住民による外部評価 ……

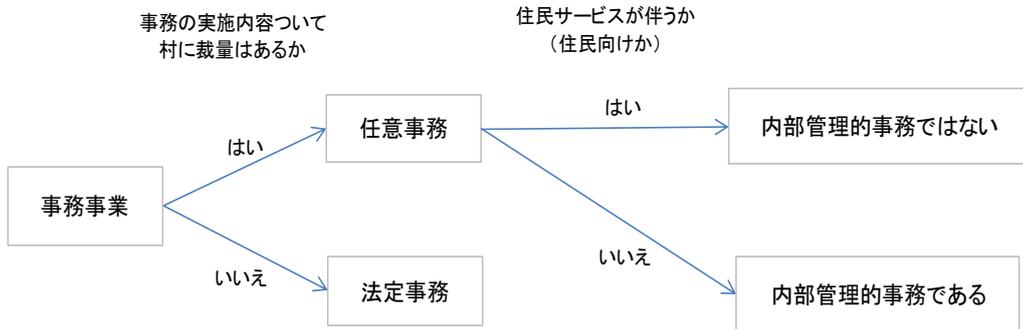
- ①行政評価委員会による審査・総括
- ②内部評価に対する意見提示

#### 4 評価の体制

- (1) 行政評価検討会議 …………… 総務課長、住民課長、福祉健康課長、産業振興課長、建設水道課長、教育次長
- (2) 行政評価委員会 …………… 村長推薦（住民7名）

5 事務事業評価シートに記載内容

【事業種類】・・・当該事務事業がどのような性質の事業であるか分類しています。



【事務事業の成果等の分析】（活動指標、成果指標、効率指標）

・・・以下のとおりです。数値化の難しい事業は適宜、文章で記入しても良いこととしています。

〔活動指標〕

事務事業の目的を達成する為にどれだけ活動をしたのかを数値で表します。

〔成果指標〕

目的に対する成果を端的に数値化します。

〔効率指標〕

「対象者1人当たりの公費投入額」など、特にコストに視点をおいて数値化します。

【評価】・・・妥当性、有効性、効率性、協働性について、項目ごとにA～Dの4段階で自己評価し記載しています。

項 目		評 価 の 視 点
妥当性	行政が関与すべきか	<p>なぜ、この事業を村が行わなければならないのか。 事業をNPOや各種団体等で実施できないか。</p>
	住民ニーズは高いか	<p>住民に求められている事業であるか。 社会情勢が変化し、事業の必要性が低下していないか。</p>
	目的・対象は妥当か	<p>事業の対象・意図は適切か。 事業の対象・意図に拡大・縮小の余地がないか。</p>

有効性	事業の効果があるか	<p>廃止・休止した場合、住民生活に多大な影響があるか。</p>
	成果向上の可能性	<p>成果を向上させる余地があるか。</p>
効率性	手段は最適か	<p>目的達成のために、他に効率的な方法がないか。</p>
	低コスト・効率化	<p>成果を下げずに、事業費を削減できないか。</p>
	受益者負担は適切か	<p>受益者に対して、適切な負担金を徴収しているか。 住民間に不公平感がないか。</p>
協働性	住民参加、説明責任	<p>計画段階からの住民参画・説明責任は果たされているか。 (さらに) 住民の参加・協力が得られないか。</p>

【今後の方向性】・・・当該事務事業の今後の方向性に関する考え方を示しています。

項目	説明
手段を見直して継続	執行方法を見直しつつ継続する事務事業
現行どおり継続	施策に貢献しており、現状を維持する事務事業
重点・強化・拡大	施策への貢献度が高いため、更に拡大して実施する事務事業
縮小を検討	住民ニーズの低下や村の関与が少なくなったものや、投入コストのわりに成果が低いものなど規模等を縮小して継続する事務事業
休止・廃止を検討	財政事情等を考慮し、一時的に休止する事務事業
	目的達成や他事業との統合等により休止・廃止する事務事業

## II 結果

### 1 対象となった事務事業数

200 事業      うち、任意事務（内部・管理的事務）      30 業

任意事務（内部・管理的事務を除く）      103 事業（評価対象事業）

法定事務      67 事業

\* 事務事業の一覧は 5 頁から 8 頁をご覧ください。

今回、事務事業評価シートを作成した事業は 200 事業ありました。

うち、村の内部的な事務事業である「任意事務（内部・管理的事務）」は 30 事業、村に事務の実施内容に裁量があり、住民サービス等が伴う事務事業である「任意事務（内部・管理的事務を除く）」は 103 事業、事務の実施内容について法令等で決まっており、村に基本的に裁量がない事務事業である「法定事務」は 67 事業ありました。

### 2 事務事業別の評価結果

各事業の評価結果については、9 頁から 25 頁をご覧ください。

### 3 今後の方向性について

今後の方向性	事業数（事業）	構成率（%）
手段を見直して継続	5	5
現行どおり継続	93	90
重点・強化・拡大	3	3
縮小を検討	0	0
休止・廃止を検討	2	2
計	103	100.0

今後の方向性は、「現行どおり継続」が 93 事業（90%）で最も多く、次いで「手段を見直して継続」が 5 事業（5%）、「重点・強化・拡大」が 3 事業（3%）、「休止・廃止を検討」が 2 事業（2%）となりました。

## 令和2年度【令和元年度事業に対する事務事業評価】評価事業一覧

係等	事務事業名	事業種類
総務	1 庁舎管理	任意事務(内部・管理的事務)
	2 文書管理事務	任意事務(内部・管理的事務)
	3 情報公開事務	任意事務(内部・管理的事務)
	4 回覧文書	任意事務(内部・管理的事務)
	5 法制事務	法定事務
	6 公用車管理	任意事務(内部・管理的事務)
	7 特別職報酬等審議会事務	任意事務(内部・管理的事務)
	8 職員定数・人事管理事務	任意事務(内部・管理的事務)
	9 非常勤職員管理事務	任意事務(内部・管理的事務)
	10 村表彰事務	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	11 職員互助会事務	任意事務(内部・管理的事務)
	12 職員健康管理事務	任意事務(内部・管理的事務)
	13 職員研修事務	任意事務(内部・管理的事務)
	14 選挙管理委員会運営	法定事務
	15 選挙事務	法定事務
	16 人事評価事務	法定事務
	17 歓送迎会・新年祝賀会	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	18 栄典事務	法定事務
企画	1 景観整備事業	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	2 広報広聴事務	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	3 統計事務	法定事務
	4 地区集会所維持管理費助成金	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	5 国内交流事業(海の家利用補助券)	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	6 国際交流事業(シェルビービル市)	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	7 行政評価	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	8 総合計画	任意事務(内部・管理的事務)
	9 社会保障・税番号制度準備事務	法定事務
	10 おためし居住体験	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	11 大桑村まち・ひと・しごと創生総合戦略	法定事務
	12 達人の館管理事務	任意事務(内部・管理的事務を除く)
財政	1 予算編成	法定事務
	2 地方交付税	法定事務
	3 地方財政状況調査(決算統計)	法定事務
	4 公共施設状況調査	法定事務
	5 財政健全化判断比率及び資金不足比率	法定事務
	6 地方公会計(バランスシート)	任意事務(内部・管理的事務)
	7 公共施設等総合管理計画	任意事務(内部・管理的事務)
	8 電源立地地域対策交付金事業	任意事務(内部・管理的事務)
	9 国補正予算関連交付金事業	任意事務(内部・管理的事務)
	10 村債管理	任意事務(内部・管理的事務)
	11 ふるさと納税事務	任意事務(内部・管理的事務)
	12 公有財産台帳	法定事務
	13 村有地管理(貸地、借地)	任意事務(内部・管理的事務)
	14 村営駐車場管理	任意事務(内部・管理的事務を除く)
議会	1 議会運営事務	法定事務
	2 監査事務	法定事務
庁舎	1 役場新庁舎の建設	任意事務(内部・管理的事務を除く)
会計	1 収入事務	法定事務
	2 支出事務	法定事務
	3 備品管理事務	任意事務(内部・管理的事務)
	4 源泉徴収票等作成事務	法定事務
	5 決算書作成事務	法定事務

係等	事務事業名	事業種類
住民	1 戸籍住民基本台帳事務	法定事務
	2 野尻連絡所業務	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	3 須原郵便局業務	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	4 大桑村すこやか子育て応援事業	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	5 児童手当	法定事務
	6 国民健康保険給付事業	法定事務
	7 国民年金事務事業	法定事務
	8 後期高齢者医療事務	法定事務
	9 公共交通 3駅切符販売委託事業	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	10 公共交通 通院バス運行事業	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	11 公共交通 循環バス運行事業	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	12 公共交通 乗合タクシー	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	13 コンビニ交付(マイナンバー)	任意事務(内部・管理的事務を除く)
税務	1 村民税 課税	法定事務
	2 固定資産税 課税	法定事務
	3 軽自動車税 課税	法定事務
	4 村たばこ税 課税	法定事務
	5 村税等収納(期限内納付)	法定事務
	6 村税等滞納整理	法定事務
	7 国民健康保険税 課税	法定事務
	8 税証明・閲覧	法定事務
	9 入湯税 課税	法定事務
防災 環境	1 防災行政無線	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	2 災害対応訓練	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	3 地域防災計画	法定事務
	4 防災会議	法定事務
	5 消防団	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	6 消防施設	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	7 防火防犯組合(防犯診断)	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	8 交通災害共済業務	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	9 交通安全協会(交通安全啓発)	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	10 運転免許証自主返納支援事業	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	11 消費者行政	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	12 ごみの減量化・リサイクル推進	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	13 し尿処理	法定事務
	14 ごみ処理	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	15 資源回収事業支援(資源回収事業奨励金)	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	16 リサイクル資源物回収	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	17 不法投棄防止	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	18 狂犬病予防(畜犬管理及び予防注射)	法定事務
福祉	1 介護保険関連事務	法定事務
	2 地域包括支援センター運営	法定事務
	3 地域支援事業	法定事務
	4 高齢者支援(温泉・要援護高齢者等タクシー・福祉有償運送)	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	5 敬老事業(敬老会・長寿祝金)	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	6 老人保護措置費事務	法定事務
	7 障害者給付費事務(施設・通所・居宅・補装具)	法定事務
	8 障害者地域生活支援事業事務	法定事務
	9 地域活動支援センター運営事務	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	10 手帳手続事務(精神・身体・療育・自立支援医療)	法定事務
	11 児童扶養手当・特別児童扶養手当申請事務	法定事務
	12 要援護者台帳作成事務	法定事務
	13 福祉医療費給付事業(乳幼児・児童・障がい者・母子・父子)	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	14 生活困窮者及び生活保護費支給事務事業	法定事務
	15 高齢者活動支援	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	16 社会福祉協議会助成事業	任意事務(内部・管理的事務を除く)

係等	事務事業名	事業種類
保健	1 保健補導員(日赤含む)事業	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	2 食生活改善事業	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	3 健康教室(ゴールデンシュエー運動等)	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	4 母親学級	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	5 乳幼児検診	法定事務
	6 子育て事業(離乳食、お誕生、虫歯予防他)	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	7 体験学習・思春期セミナー	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	8 保育園関連事業	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	9 特定検診、基本健診、人間ドック	任意事務(内部・管理的事務を除く) 法定事務
	10 がん検診他	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	11 予防接種	法定事務
	12 精神関係事業	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	13 保健センター管理運営	任意事務(内部・管理的事務)
	14 子どもへの関わり方支援	任意事務(内部・管理的事務を除く)
農林	1 地籍調査	法定事務
	2 農業基盤整備(農道・農業用施設維持管理)	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	3 中山間地域等直接支払制度・多面的機能支払制度	法定事務
	4 体験農園	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	5 獣害対策	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	6 有害鳥獣駆除	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	7 猟友会	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	8 林業生産基盤整備事業(林業・作業道整備管理)	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	9 村有林整備	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	10 ヒノキを奏でる里づくり事業	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	11 みどりの少年団	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	12 育樹・植樹祭	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	13 森林環境整備基金事業	法定事務
	14 農業委員会	法定事務
	15 登記事務	法定事務
商工 観光	1 商工会助成	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	2 企業支援	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	3 観光協会補助	任意事務(内部・管理的事務)
	4 木曾ふれあいの郷管理委託	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	5 のぞきど森林公園	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	6 森の里の秋まつり	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	7 観光地整備	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	8 道の駅管理	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	9 観光PR	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	10 雇用対策	任意事務(内部・管理的事務を除く)
建設 住宅	1 道路・河川維持管理	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	2 道路除雪	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	3 村道整備(新設・改良)	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	4 道路河川整備事業交付金	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	5 村営住宅管理	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	6 雇用住宅	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	7 宅地造成(分譲)事業	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	8 空き家情報バンク	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	9 空き家対策	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	10 木造住宅新築等補助金・住宅増改築補助金	任意事務(内部・管理的事務を除く)
上下 水道	1 水道施設管理	法定事務
	2 水道料調定・徴収事務	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	3 下水道料徴収(公共下水・農集排施設)	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	4 下水道処理施設等維持管理(公共下水道)	法定事務
	5 下水道処理施設等維持管理(農業集落排水施設)	法定事務
	6 合併処理浄化槽設置整備	任意事務(内部・管理的事務を除く)

係等	事務事業名	事業種類
総務 学校	1 小学校運営	法定事務
	2 中学校運営	法定事務
	3 学校給食	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	4 外国語指導助手(ALT)	任意事務(内部・管理的事務)
	5 小学校管理	法定事務
	6 中学校管理	法定事務
	7 スクールバス	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	8 教員住宅	任意事務(内部・管理的事務)
	9 教育委員会	法定事務
	10 育英基金	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	11 文化財保護	法定事務
	12 文化財保護審議委員会	任意事務(内部・管理的事務)
	13 資料館	任意事務(内部・管理的事務を除く)
生涯 学習	1 地区館・中央公民館管理	任意事務(内部・管理的事務)
	2 公民館活動	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	3 公民館図書	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	4 分館管理・運営	任意事務(内部・管理的事務)
	5 公園管理(平和公園、児童公園)	任意事務(内部・管理的事務)
	6 生涯学習講座	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	7 社会教育委員	法定事務
	8 社会教育団体育成	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	9 社会体育施設管理	任意事務(内部・管理的事務)
	10 体育協会	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	11 スポーツ推進委員会	法定事務
	12 少年等スポーツ教室	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	13 3地区体育祭	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	14 成人式	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	15 子ども交流セミナー	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	16 子ども専用釣場設置事業	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	17 人権教育	任意事務(内部・管理的事務を除く)
子育て 支援	1 保育園運営委員会事務	任意事務(内部・管理的事務)
	2 保育園	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	3 保育園給食	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	4 保育園通園バス	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	5 放課後子ども教室事務	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	6 子育て支援センター事務	任意事務(内部・管理的事務を除く)
	7 青少年健全育成事業事務	法定事務

※全200事業のうち、任意事務(内部・管理的な事務を除く)が103事業

【令和元年度事業に対する事務事業評価】任意事務(内部・管理的事務を除く) 一覧表

係等	令和元年度															
	事業名	事業目的	事業内容	主な成果(又は活動)指標等	成果の状況	評価(※)									今後の方向性	
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
総務	表彰	村の政治、経済、社会、文化その他各般にわたり、振興に寄与した者又は衆人の模範と認められる行為のあった者を村長が表彰し、村の自治の振興を促進する。	種類:名誉村民表彰、功労表彰、功績表彰、特別表彰、勤続表彰、善行表彰 選考:表彰審査委員会が行う 定数15人(村長、団体代表、地域代表) 表彰:11月3日(文化の日)隔年実施 表彰式及び祝賀会を開催	延べ被表彰者数 ①名誉村民 ②功労 ③功績 ④特別 ⑤勤続 ⑥善行 ⑦消防団員勤続	①1人 ②21人 ③50人 ④9人 ⑤353人 ⑥74人 ⑦418人	事業目的に沿った形で事業ができています。	A	B	A	A	B	A	A	現継	表彰式(式典・祝賀会)の規模および開催日等は現行どおり実施していく。	
	歓送迎会・新年祝賀会	村歓送迎会: 村に異動となった小中学校長・教頭、駐在警察官、森林管理署南木曾支所長との顔合わせ会の開催 村新年祝賀会: 村内行政関係者と業界代表者による賀詞交歓会の開催	○村歓送迎会: 平成31年4月26日 小中学校の校長・教頭、須原・野尻駐在警察官及び木曾森林管理署南木曾支所長が異動になった都度、村歓送迎会(顔合わせ会)の開催 ・中央公民館で平日午後(16時30分~)実施 ・会費:4,000円→2,000円(H31年) ・平日の午後に開催のため、招待者に対して参加者が少ない ○新年祝賀会: 令和2年1月6日 村及び村商工会の主催により、村内行政関係者と業界代表者による新年祝賀会(賀詞交歓会)の開催 ・あてら荘で仕事初め日の午後(16時~)実施 ・会費:2,000円→3,000円(R元年度) ・村と商工会の主催になっているものの、商工会では何もしない。(会費以外の費用も全て村が支出)	参加者数(招待者数) ① 歓送迎会 ② 新年祝賀会	① 53人(71人) ② 68人(99人)	村歓送迎会 平成31年4月26日 16時30分から開催 村新年祝賀会 令和2年1月6日 16時から開催	A	C	B	B	B	A	B	現継	村歓送迎会、新年祝賀会とも開催場所/時間を形式等を見直しつつ実施する。	
企画	景観整備事業	大桑村の美しい景観の保全及び形成を行うため事業を実施する。	主に以下のような活動を行っている (1)地域景観整備作業補助金 ・地域の協働による地域内の景観形成活動の支援。 材料代の半額を助成(上限30万円) (2)ハナモモ植栽・維持管理 ・村内にハナモモを植栽と維持管理を行い、ハナモモによる景観を形成を行う。 (3)国道沿線、河川敷景観整備(広域連携推進事業) ・国道から良好な景観を得るために、国道沿線の支障木等を伐採する。	件数等 ①地域景観整備作業補助金申請 ②三色桃植栽箇所 ③国道沿・河川敷景観整備箇所	①0件 ②0箇所 ③1箇所(その他2箇所)	令和元年度は広域連携推進事業(眺望景観整備事業)により、河川敷の支障木伐採を行った。	A	B	A	A	B	B	A	A	現継	総合計画にある「癒しの郷」を実現するため、事業は現行どおり実施する。 支障木伐採については、実施した場所を毎年継続して整備していく必要がある。
	広報広聴事務	広報誌の内容充実をはじめ、ホームページやケーブルテレビ等により情報提供の充実を図り、様々な機会や場において広聴活動の推進を図ることを目的とする。	・広報おおくわ 記事の収集、取材、編集、校正 月1回、第2木曜日発行 発行部数:1,800部/月 ページ数:12P(時により16P) 配付:村内全戸、関係機関、市町村、特別村民等 *弱視の方用に録音広報を配布(H17~) ・ホームページ更新 役場から等の情報を随時更新 ・ケーブルテレビ 木曾広域ケーブルテレビ用の映像撮影と編集、議会放送用に映像撮影と編集 ※ケーブルテレビ番組制作費 H28:750千円、H29:666千円 H30:763千円、R元:774千円	発行部数 発行部数×発行回数	1,800部×12回	村内の出来事や暮らしの情報をわかりやすく発信することができている。 広報誌についてはレイアウト編集・紙面作成を印刷業者で行うよう移行し、効率化を図っている。	A	A	A	A	B	B	A	B	現継	広報誌について構成やデザイン等、新たな形を試しながら見やすい紙面を作っていく。 情報発信を的確、迅速に行っていく。

【令和元年度事業に対する事務事業評価】任意事務(内部・管理的事務を除く) 一覧表

係等	令和元年度																			
	事業名	事業目的	事業内容	主な成果(又は活動)指標等		成果の状況	評価(※)									今後の方向性				
							①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨					
地区集会所維持管理費助成金	村内の各地区が所有・管理している地区集会所の維持管理に要する経費に対し助成金を交付し、地域住民のふれあい及び学習の場として地区集会所が活用されることを目的とする。	村内の各地区が所有・管理する地区集会所の維持管理に要する経費に対し助成金を交付する。(前年度の支出に対し助成金を交付する。) 【助成対象経費】 ・電気料 ・上下水道料 ・灯油代 ・ガス代 ・浄化槽の保守管理委託料(汲み取り料含む) ・借地料 ・借家料 ・CATV使用料 ※地区集会所使用料収入がある場合は、助成対象経費から使用料収入の2分の1に相当する額を差し引き交付する。	①申請集会所数 ②支払額		①21集会所/21集会所 ②1,765千円	毎年支払額に大きな変動がなく地区集会所が変わらず活用されていると言える。	B	A	A	A									現継	集会所によっては老朽化が進んでいる地区もあり、空き家を集会所として活用する地区もある。この事業自体、問題は生じていないため、現行どおり実施したい。
国内交流事業(海の家利用補助)	国内交流の一環として、幅広い年齢層の住民が海の家を利用し、海と親しみ住民と交流することで、さらなる交流活動の展開が図られることを目的とする。	・H9年 愛知県南知多町日間賀島観光協会と「海の家」の調印。 ・日間賀島での宿泊費を補助(1回/人/年) 申請受付・助成金支払 * H29年度に補助金を改定 村民: 大人2,000円→3,000円 小人1,500円→2,000円 村内事業所勤務者: 1,500円→2,000円 ・中学生「臨海学習」で利用	海の家利用者 補助金受給者数 ①村内大人 ②小人 ③村内勤務者(村外者)		① 70名 ② 3名 ③ 7名	中学生の臨海学習での利用があり、海と親しみ住民と交流が図られ、大人になってからもこの事業を活用し交流することが期待される。	A	B	A	B	B	B	A	A					現継	広報などにより事業の周知と村民の健康増進や交流が図れるよう継続して実施していく。
国際交流事業(シェルビービル市)	シェルビービル市との相互理解と親睦を深めつつ、国際感覚の育成を図るとともに国際社会に対応できる人材の育成を図ることを目的とする。	米国 シェルビービル市(イリノイ州) ・H9 姉妹都市提携 ・H23～ ホームステイ事業(高校生・一般参加) 隔年で渡米と受入を実施 作文審査により渡米者を選考 ・交流開始してからの渡米者は、学生45名・一般4名、随行者59名	渡米 ①交流内容 ②交流人数		①ホームステイ 学校訪問 市訪問 ② ホームステイ参加者 4名 随行者 2名	この国際交流事業がなければ、海外でホームステイや訪問団受け入れの機会がないため、見聞を広め国際的な視野を養う良い経験となっている。	A	B	A	A	A	A	A	A	A				現継	今後もシェルビービル市との相互理解と親睦を深めていくためにも継続する。
行政評価	①事務事業を成果の点から検証し、効果的・効率的な行政運営につなげる。 ②事務事業の目的、内容、成果などをわかりやすく示し、住民に対する説明責任を果たす。 ③事務事業の目的、位置付け、効果、効率性を意識し、目的達成意識やコスト意識を職員に浸透させる。 ④事務事業を総合計画の施策体系に結び付けて管理し、総合計画の進捗状況を把握する。	村のすべての事務事業を対象に事務事業評価シートを作成し評価を行う。 (1)内部評価(庁内評価) ・事務事業評価シートの作成 ・行政評価検討会議による審査 ・理事者評価 (2)外部評価(住民評価) ・行政評価委員による審査、総括 (3)総合評価 ・外部評価を踏まえ、総括を行う (4)公表 ・村ホームページ等で公表	見直しを図ることとした事業	見直し事業数/評価対象事業数×100	5/105*100=4.8%	職員に担当する事業を毎年見つけ直す機会を与えることができ、職員の目的達成意識やコスト意識を持たせることに役立っていると考えている。 評価結果は公表しており、住民に対して説明責任を果たしている。	A	A	B	A	B	B	C		A			現継	平成27、28年度で評価の見直しを行い職員も評価方法が浸透してきているため現行どおり行う。	
おためし居住体験	おためし居住体験により、実際に村へ来て一定期間滞在し体験をしてもらうことで、移住・定住者を増やすことを目的とする。	R元年度 場所: 教員住宅(和村上)を使用し実施 募集期間: ①7/12~7/22 ②7/26~8/5 ③8/23~9/2 ④9/6~9/16 ⑤9/20~9/30 ⑥10/4~10/14 ⑦10/18~10/28 募集方法: チラシ2,000枚作成 ながの電子申請 体験者: 3組 9名 家電・家財はレンタル(村負担)、光熱水費(村負担) 個人負担は、交通費及び滞在期間中の食費程度	体験者数		9人	この事業で実際に移住に結びついていない。	A	C	A	B	A	B	B						休・廃止	この事業により実際に移住に結びついていない。また使用していた教員住宅が来年度利用できないため廃止とする。

【令和元年度事業に対する事務事業評価】任意事務(内部・管理的事務を除く) 一覧表

係等	令和元年度																	
	事業名	事業目的	事業内容	主な成果(又は活動)指標等			成果の状況	評価(※)									今後の方向性	
				①	②	③		④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨					
	達人の館管理事務	旧大桑小学校で活動している達人の団体等へ経費の交付と施設の修繕を行い、優れた技術や知識を有する者を「大桑村の達人」として認定し製作体験及び交流事業を図ることを目的とする。	・旧大桑小学校で活動している団体等へ、施設の電気、水道料の交付及び施設の小修繕	達人の活動率	達人活動数/達人総数		各達人やその団体で製作体験等を通じて交流が図られている。	A	B	A	B	A					A	休・廃止 庁舎建設に伴い活動の拠点としていた達人の館(旧大桑小学校)の取壊しが決まったことから達人の館管理事務については廃止とする。
財政	村営駐車場管理	村が管理する土地の有効活用を図るため、村内4カ所に村営駐車場を設置し、希望者に貸付	①須原駐車場(駅前) 5区画 ②野尻第1駐車場(駅前) 11区画 ③野尻第2駐車場(古谷歯科横) 6区画 ④野尻第3駐車場(旧森林管理署) 9区画 上記4駐車場を設置し、利用者から使用料として ① 2,500円/月を徴収する。 ②③④3,000円/月を徴収する。(H24改定) ※H31より契約を自動更新としたことにより、契約事務の効率化を図った。	利用率(%) (3月31日現在)	利用区画数/区画数	19/31=61.3%	村有地の有効活用を目的とした事業であり、使用者が現に存在するため目的は達成している。	B	B	B	B	B	A	A	A			現継 村有地の有効活用が目的であり、利用者が一定程度いれば継続したほうが良い。廃止のうえ売渡も考えられるが、買い手がいないと思われる長い目で見れば、売渡より貸付の方が利益がある。村が別の目的で使用するなら廃止してもよい
庁舎建設	役場新庁舎の建設	老朽化への対応はもとより、防災拠点の整備や住民サービスの向上を見据え、役場新庁舎の建設に向けた具体的な取り組みを進める。	H26:庁舎建設基本構想策定(検討委員報酬) H27:庁舎建設基本計画策定(検討委員報酬・計画策定支援業務委託) H28:庁舎建設基本設計(検討委員&プロホ審査委員報酬・地質調査基本設計策定支援・基本設計業務) H29:村有林調査(資材調達林分の調査) H30:使用材調達用作業道整備、業務継続計画策定 R元:庁舎建設実施設計、旧小学校取壊し R2:庁舎建設工事着手 住民意見を聴取しながら施設機能・規模のあり方を検討し、適正規模の新庁舎を計画。また、着工までに村有林材の調達、旧大桑小学校施設の取り壊し、アクセス道路の改良等を進める。併せて、現庁舎の跡地利用の検討を進める。	延出席人員(会議回数)	①庁内検討委員会 ②住民検討委員会 ③議会特別委員会	①113名(1回) ②17名(2回) ③30名(3回)	当初のスケジュールどおり、H26「庁舎建設基本構想」、H27「庁舎建設基本計画」、H28「庁舎建設基本設計」を策定。H29には村有林調査で伐採箇所を選定し作業道整備を行った。また、H29.30と村有林材の加工、売却、製品加工等の協議を進め、R元に製材を開始した。庁舎の設備についても調査検討を行い、設計に反映させ実施設計が完了した。	A	A	A	A	A	A	A	A		A	現継 基本構想、基本計画を踏まえ、基本設計の完成によって新庁舎の姿がより具体的になった。今後、R元年度に完成した実施設計を基に工事を進める。財政計画を含めた確実なスケジュール管理のもと、村有林材の調達やアクセス道路の整備等の各課横断的な事業調整を行いつつ、当面の重要な行政課題のひとつとして重点的に事業を推進することとする。
住民	野尻連絡所業務	野尻連絡所において、戸籍・住民基本台帳関係及び税の証明書発行等を行い、住民の利便性を図る。	戸籍・住民基本台帳関係証明発行 税関係証明書発行・観光案内・公民館受付事務 *事務補助者を雇用して事務処理	1日当たりの証明件数	年間証明件数/業務日数	448/240=1.87件	臨時職員を配置し事務処理をした。ひと月の平均証明書発行件数は37件。	A	A	A	A	A	A	B	A			現継 住民の利便性を図るためにも継続する。
	須原郵便局業務	須原郵便局において、戸籍・住民基本台帳関係及び税の証明書発行等を行い、住民の利便性を図る。	須原郵便局に発行業務委託 戸籍・住民基本台帳関係証明発行 税関係証明発行	1日当りの証明件数	年間証明件数/業務日数	114/240=0.47件	証明書発行件数の増減は大きくないが一定の利用があり、利便性がある。ひと月の平均証明書発行件数は10件。	A	A	A	A	A	A	B	A			現継 住民の利便性を図るためにも継続する。
	大桑村すこやか子育て応援事業	村民の出産・入学を祝福し、新生児の健やかな生育を念願して祝金を支給し、併せて子育て世代の定住促進を図ることを目的とする。	出産祝金(1児につき5万円) 小学校入学祝金(1児につき5万円) 中学校入学祝金(1児につき5万円) ※出産時にのみ10万円の支給を平成29年4月から上記のとおり改正	①対象者数 ②出産祝金支払い総額	①出産18人 小学校入学15人 中学校入学25人 ②2,900千円		支給業務は住民の直接財産に結びつくもので重要性は高い。H29年度から出生時のみでなく、子どもの成長の節目に合わせ祝い金を支給することとし、子育て支援とともに子育て世代の定住化に繋げている。	A	A	A	A	A	A	A	A			現継 子育て世代の定住化、人口増加を目的とし事業は継続する。

【令和元年度事業に対する事務事業評価】任意事務(内部・管理的事務を除く) 一覧表

係等	令和元年度																	
	事業名	事業目的	事業内容	主な成果(又は活動)指標等			成果の状況	評価(※)									今後の方向性	
				①	②	③		④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨					
公共交通	3駅切符販売委託業務	住民の公共交通による利便性の確保と、村内の観光案内に寄与する。	3駅の切符販売委託 3駅半日営業 土曜・日曜・祭日含む365日実施 H28～ 交付金体制から賃金制に変更	販売額	①須原駅 ②大桑駅 ③野尻駅	① 8,345千円 ②10,000千円 ③10,222千円	3駅切符販売有人化の役割は、人員を配置することにより電車通学、通勤者等住民の利便性を確保している。	A	A	A	A	A	B	B	B	現継	村民の利便性からしても欠かせない事業であり継続する。各駅に完成したトイレの管理も合わせて行ってもらう、利用しやすい環境づくりにも努める。R2年度からは、村で雇用している臨時職員をシルバー委託へ移行する。	
	通院バス運行業務(木曾病院線・坂下病院線)	交通不便者の移動手段の確保	大桑村地域公共交通:くわちゃんバス病院線 * 木曾病院線・坂下病院線 各1往復 * 木曾病院・坂下病院(大人500円小人250円) * 上松町・南木曾町(400円)	一日当たりの利用者数	利用者数/運行日数	木曾15.8人/日 坂下11.8人/日 6,686人/242日	通院バスとして木曾病院線・坂下病院線を運行している。年間の利用者数6,686人(27人/日)である。	A	A	A	A	A	A	A	B	重・強・拡	高齢者や障がい者等、交通不便者の移動手段として欠かせない事業であり運行を充実させ継続する。住民の利便性を向上するため、スクールバスとの切り離し、ノンステップバスの導入、病院線の増便を検討していく。	
	循環バス運行業務	交通不便者の移動手段の確保	* 村内循環バス路線 野尻・須原線 * 料金 大人200円 小人100円 * H22年7月から実証運行で検証し、利用者の少ない支線を乗合タクシーに切替え、バス循環線は1路線に短縮。 * 阿寺溪谷入口、グループホームさくら家の2か所に停留所を増設した。	一日当たりの利用者数	利用者数/運行日数	2,452人/242日 =10.1人	村内の循環バスとして運行している。	A	A	A	A	A	A	A	B	現継	高齢者や障がい者等、交通不便者の移動手段として欠かせない事業であり運行を充実させ継続する。	
	乗合タクシー業務	交通不便者の移動手段の確保	* 利用範囲を30年度から村内全域に拡充 * 料金 村内 大人300円 小人150円 乗継通院 大人500円 小人250円 * 停留所はなく、自宅前まで送迎する。 * 時刻表に合わせた時間に予約制で乗合運行 * 5月から、土曜日(午前中)運行開始	一日当たりの利用者数	利用者数/運行日数	6,238人/287日 =21.7人	乗合タクシーの利用対象者、利用範囲を拡大して2年目、住民の生活の足として根付き始めている。乗合率も4割を超えてきている。	A	A	A	A	A	A	A	B	現継	高齢者や障がい者等、交通不便者の移動手段として欠かせない事業であり、両者の意見を踏まえ利便性を図っていく。	
	コンビニ交付(マイナンバー)業務	各種証明書をコンビニエンスストア等のキオスク端末から発行し住民の利便性向上を目的とする。また、個人番号カード(マイナンバーカード)取得率向上を図りコンビニ交付の利用を促進する。	【コンビニ交付】* H30年度開始 ・関連事務全般 ・実店舗証明書交付テスト 〈交付証明書〉 ・住民票 ・印鑑登録証明書 ・戸籍謄(抄)本 ・戸籍附表 ・税証明 【個人番号カード】 ・公的個人認証事務全般 *2019年度マイナンバー等を活用した窓口受付システム導入	①コンビニ交付 ②利用登録申請 ③マイナンバーカード発行件数	年間延数	① 43件 ② 4件 ③125件	コンビニ交付を開始して半年。利便性の周知に加えマイナンバーカードの普及を同時進行していく必要がある。	A	B	A	B	A	A	B	A	現継	住民の利便性の向上を図るためにも継続する。	
防災環境	防災行政無線	災害に関する情報を迅速かつ確実に伝え、住民の安全を確保する。	・屋外スピーカー 25基 ・戸別受信機設置は避難所及び事業所等の施設に設置 ・一般世帯は、音声告知器から同報無線が放送される ・行政無線移動系は23基整備 ・設備管理、点検を委託 ・火災発生時の消防団非常招集 ・災害発生(予想)時の情報伝達 ・消防団からの防火啓発広報(毎週火曜日) ・村広報 ・通信訓練(防災訓練、消防団演習) ・R19号の事故、渋滞情報の提供等	活用状況(通信件数)	①火災 ②その他災害 ③防火広報 ④訓練・演習	①0件 ②0回 ③50件 ④15件	防災行政無線のデジタル化により周波数の有効利用、通信の確実性、秘匿性、双方向の通信が可能となった。	A	A	A	A	A	A	B	B	A	現継	住民への適切で迅速な情報提供に努める。

【令和元年度事業に対する事務事業評価】任意事務(内部・管理的事務を除く) 一覧表

係等	令和元年度																
	事業名	事業目的	事業内容	主な成果(又は活動)指標等			成果の状況	評価(※)									今後の方向性
								①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
災害対応訓練	①関係機関の組織機能を確認し、実効性の検証をするとともに、相互協力の円滑化を図る。 ②住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る。 ③防災担当者の日常の取組の検証、評価。	・防災訓練 住民による避難経路確認、消防団避難誘導、同報普選屋外拡声子局による避難誘導、防災に関する講演会、エリアメール配信、AED取扱訓練等 ※対象地区に参加依頼 ・Lアラート全国合同訓練(年1回) 災害時の村の状況をシステムで関係機関が情報共有ができるようにする訓練 ・合同防災訓練(国交省、県、村) 災害発生の恐れがある場合の機関ごとの災害発見後対応訓練、合同会議を訓練中に実施。検討内容を発表 ・消防団総合防火演習(年2回) 同報無線訓練、消火訓練、防火防犯組合初期消火訓練、各地区での消火栓取扱い訓練	参加人数(人) (一般住民参加者)		178人 (112人)	現在の防災訓練は、関係機関と協力確認を行い実施でき、情報伝達関係では成果が出ているが、住民の訓練参加が年々減少傾向にある。地区等へ協力要請し、より一層防災意識の向上に努める必要がある。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現継	防火防犯組合等を主体とした自主防災組織を確立や住民一人ひとりに防災意識を高めてもらうため、より実践的な訓練を実施する。
消防団	住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害防除、被害の軽減をその任務とする。	・消防団活動 (有事の出動、操法訓練、村ポンプ操法大会、郡ポンプ操法大会、村防災訓練、出初式、ラッパ市中行進、夜警、消防学校講習会など) ・事務 (団員名簿の整備、退職金・報償金・交付金の支払い、各行事の手配、本団役員会、木曾消防協会事務など)	有事1回当たりの出動人数	出動人数/出動回数	0/0=0人	消防団は、消火活動、火災予防、災害時の避難誘導や救助、災害の拡大防止活動など重要な役割を担っており、その成果は出ている。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現継	今後も地域に密着した消防団の活動を効率的に継続していく。機能別消防の内規の見直し(定年等)を行う。
消防施設管理	住民の生命、身体及び財産を火災等の被害から保護するための施設の整備と維持管理	防火水槽、消火栓、ポンプ車などの消防施設整備	主な消防施設整備件数	保有数(うち新規) ①防火水槽 ②消火栓 ③ポンプ車 ④普通積載車 ⑤軽積載車	① 87(0) ② 273(1) ③ 2(0) ④ 4(0) ⑤ 9(0)	施設の必要箇所を精査し防火水槽及び整備品の更新を行っている。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現継	ポンプ車、消防水利等、施設の計画的な更新整備。
防犯事業	安全な暮らしの確保。地域住民への防火防犯意識の啓蒙。	・警察の指導により、行政から消防団各分団と各地区防火防犯組合に防犯診断を実施依頼。 ・2回/年(8月、12月) 令和元年度は、年2回実施 ・三地区(須原、中部、野尻)に分かれて実施 ・各家の見回り、車の施錠の確認など夜警を実施 ・行政からは、村三役と消防主任が出席 ・診断結果の集約、警察への報告事務	施錠等指摘件数	①須原地区 ②中部地区 ③野尻地区	① 24 ② 0 ③ 12	組合等の組織が充実し、住民の防犯意識が高まっている。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現継	消防団と防火防犯組合の意思疎通を図り、今後も同形態で継続していく。
交通災害共済業務	交通事故により死亡又は傷害を受けた者への経済的支援	・村民全額負担(平成25年度から) ・交通災害共済制度の広報 ・会費の徴収、送金 ・交通事故報告及び見舞金の請求 掛金 0歳から中学生以下 100円/人 高校生以上 300円/人	①チラシ配布率 ②見舞金審査率 ③見舞金支給率	①全戸配布数(戸) ②申請件数(件) ③支給件数(件)	①1,558 ②8 ③8	共済加入掛金は全村民、村負担としている。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現継	継続して実施していく。
交通安全協会(交通安全啓発)	自主的交通安全活動の推進により、地域住民の交通道徳の高揚と交通マナーの向上を図り、交通事故のない明るい交通社会をつくる。	・ドライバーへの安全運動の啓発 ・街頭での啓発活動 ・広報車による広報活動 ・小中学校交通安全教室での指導 ・一般法令講習会の実施	主な活動状況	①街頭啓発(回) ②交通安全教室(回) ③講習会(回)	①10 ②3 ③3	平成17年10月26日から村内での死亡事故はなく、令和元年4月7日で5,000日を達成した。関係機関との連携による啓発活動の効果が出ている。令和2年4月29日で5,300日。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現継	県、郡協会、警察等関係機関と連携し、交通安全事業を推進する。

【令和元年度事業に対する事務事業評価】任意事務(内部・管理的事務を除く) 一覧表

係等	令和元年度															
	事業名	事業目的	事業内容	主な成果(又は活動)指標等	成果の状況	評価(※)									今後の方向性	
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
運転免許証自主返納支援事業	高齢者等の理由による運転技術の低下が招く交通事故の発生を抑制するため、運転免許証の自主返納を支援する。	大桑村運転免許証自主返納支援事業実施要綱(H30.4.1～R5.3.31時限立法) ・警察署で運転免許証を返納し、「申請による運転免許証の取消通知書」を交付された村民の申請により、地域公共交通回数券11,000円分を交付する。 ・高齢者等による免許証返納について考えるきっかけづくりとしてH30から当事業を開始。 ・当面5年間の時限措置としている。5年経過時点で、社会情勢等を勘案し、事業継続の有無を検討する。	免許証返納状況 ①65歳以上人口 ②65歳免許所持者数 ③返納者数(警察窓口) ④支援事業対象数	①1,521 ② 874 ③ 26 ④ 24	木曾警察署で免許証返納をした人の殆どが当事業に申請している。 事業の住民周知がされ、家族等で免許証返納を検討するきっかけづくりとして事業の成果がみられる。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現 継	継続して実施。 要綱は5年間の時限措置としている為、社会情勢等を勘案し、R4年度末までに事業継続の有無を検討する。
消費者行政	消費者が、安心して暮らすことのできる生活を確保する。	・特殊詐欺・悪徳業者等による被害相談 ・多重債務等生活困難者への生活相談事業 ・消費者の不利益・トラブルを未然に防ぐため、啓発活動を行う。 ※県事業と共同し、啓発パンフ作成全戸配布	①電話相談 ②訪問相談	①3 ②3	広報啓発や相談、民生委員や福祉関係機関との連携により被害抑制と防止につながっている。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現 継	・国、県、警察、福祉関係機関、金融機関と連携して被害の防止に努める。 ・啓発・広報を強化すると共に、消費者の相談に速やかに対応できる体制を整備する。
ごみの減量化・リサイクル推進	廃棄物の適正な分別、再生の処理をするための広報啓発活動を実施。	・啓発活動 出前講座、最終処分場・廃棄物処理施設・リサイクル施設等の見学会、講演会、ごみゼロ懇談会 ・森の里の秋まつり中学生ボランティア参加(エコステーション) ※地域役員の負担軽減の為、H29末で衛生組合廃止ゴミ・リサイクルステーションの管理等について、担当者が直接、地域と連携を図ることとなった。 家庭用衛生薬品等の斡旋は廃止	参加者数 ①出前講座 懇談会・説明会 ②施設見学 ③講習会	①3 ②0 ③0	分別収集やリサイクルへの関心を高め、ごみの減量化を図る。	A	A	A	A	A	A	A	A	現 継	・ごみ減量化の必要性を説き、理解・定着に向けて広報・啓発を継続する。 ・焼却炉に限らず、リサイクル施設への見学等も検討してもらえよう、引き続き学校・公民館等へ周知していく。 ・一人でも多くの住民がごみ減量化に向けて関心を高められる機会をもてるようにしていく。 ・中長期的なりサイクル拠点の整備の検討。	
ごみ処理	廃棄物の排出を抑制し、適正な分別、保管、収集、運搬、処分等の処理をする。	・一般廃棄物収集運搬 可燃ごみ 2回/週 不燃ごみ ガラス・陶器類・乾電池 1回/2月 金物 1回/2月 ・H29木管CC焼却炉建設 焼却炉20t小型化	ごみ処理量 ごみ処理費 ①可燃ごみ(kg) ②不燃ごみ(kg) ③ゴミ処理費(千円)	①679,700 ② 68,700 ③ 55,979	村内の可燃ごみ処理量が、ここ数年増加傾向である。引き続き減量化に向けた周知・啓発が必要。	A	A	A	A	A	A	A	A	現 継	可燃ごみの1人あたりのごみの排出量、事業系ごみの排出量とも目標とされる量に達していない。引き続き回収業者と連携して現状を把握し、検証しながら傾向を分析しながら、定期的に情報共有し対策会議を行い、実態にあった有効な対策を模索する。	
資源回収事業支援 (資源回収事業奨励金)	可燃・埋立ゴミの減量化を進めるため、資源として再利用できる品目の回収事業を実施する団体に対して予算の範囲内で奨励金を交付し、資源のリサイクルに対する村民意識の高揚を図る。	営利を目的としない団体で定期的に資源回収を行い、資源回収事業実施団体として登録を受けた団体に奨励金を交付。 (1)紙類(6円/kg):新聞紙・チラシ・雑誌・ダンボール・牛乳パック等 (2)金物類(9円/kg):アルミ缶等 (3)布類(6円/kg):衣類・シーツ・タオル等	回収量(t) 総量 ①紙類 ②アルミ缶	194t ①134t ②7.4t	・小、中学校PTA、くわっこ工房、地域4団体で実施した資源回収に奨励金を交付。	A	B	A	A	A	B	B	B	A	現 継	資源回収を地域に促進し、登録団体数を拡大し資源回収事業を支援することで、住民協働での資源化を推進できることから、引き続き継続する。
リサイクル資源物回収	焼却ゴミ・埋立ゴミの減量化を図るため、資源物の適正な分別、再生の処理を行う。	・リサイクル品回収箇所 ・リサイクルステーション 23箇所 ・あきびん回収箇所 55箇所 ・回収品目 あきびん4種類、ペットボトル、発泡スチロール、金物類、蛍光管・電球、ダンボール、生ごみ、雑がみ(H29から古着)	リサイクル率 資源物回収量(t) /総収集量(t)	361/1000 =36%	・事業者と連携し、冬期間の古着収集方法の見直しを行ったことで、持ち込みの増加によりリサイクル量が増え、効果があった。	A	A	A	A	A	A	A	A	現 継	ごみ減量化に向けて、リサイクル促進のPRを引き続き積極的に行う。 宿場景観等に配慮したリサイクルステーション施設・雨天にも対応できるステーション施設の検討を行う。 木曾南部3町村ガラス等のストックヤード移設の検討を要す。	

【令和元年度事業に対する事務事業評価】任意事務(内部・管理的事務を除く) 一覧表

係等	令和元年度																
	事業名	事業目的	事業内容	主な成果(又は活動)指標等	成果の状況	評価(※)									今後の方向性		
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			
	不法投棄防止	村内における廃棄物の不法投棄等の行為を早期に発見するとともに、この行為を未然に防止する。	不法投棄防止監視業務 ・不法投棄監視連絡員任命 6名 ・パトロール 3地区×2回/月(1回4時間程度) ・業務報告書による報告(毎月10日までに) 定期的なパトロールを実施し、不法投棄等に関する情報を村及び警察等関係機関に通報する。 不法投棄を行なった者又は行なおうとしている者に対し、注意及び指導する。	①年間パトロール回数(回) ②不法投棄件数(件)	①72 ②6	監視員が定期的にパトロールを行うことにより不法投棄の抑制につながっている。	A	A	A	A	A	A	A	A	B	現 継	・パトロールは継続して実施。 ・地域の住民からの通報体制を整備し、村全体で不法投棄の防止を強化し、させない環境づくりをしていく。
福祉	高齢者等支援 (①温泉・②要援護高齢者等タクシー券・③福祉有償運送)	①高齢者が温泉を利用することでリフレッシュし元気を回復することで介護予防につなげる。 ②一般交通機関が利用できない要援護高齢者等にタクシー利用助成券を交付し移動時の負担軽減を図る。 ③福祉有償運送車を利用した場合、利用料金の一部を助成し要支援者の福祉の充実を図る。	①温泉入浴補助 ・榊原緑地研究所と入浴料の契約 ・毎月支払い ②要援護高齢者等タクシー券交付 ・該当タクシー会社へ依頼 ・利用者からの相談受付 ・申請受付→調査、審査→支給決定、タクシー券発行 ・毎月支払い ③福祉有償運送(H25年度より事業実施) ・利用者からの相談受付 ・申請受付→審査→助成決定、利用者証交付 ・毎月支払い	①温泉 ②タクシー ③有償運送 実延べ人数 申請者数 実延べ人数	①3,837人 ② 6人 ③ 270人	高齢者温泉入浴は利用人数減少、要援護高齢者等福祉タクシー券事業は利用者減少、福祉有償運送事業は年々減少傾向である。	A	A	A	A	B	B	A	A	A	現 継	①高齢者温泉入浴事業については、高齢者の健康増進介護予防、外出支援へのつながりとなっている。村の施設利用の増加にもなるため、現状どおり継続していく。ただ、一部の人のみだけの偏った利用にならぬよう、周知等も含め行っていく。 ②要援護高齢者福祉タクシーについては、公共交通の乗合タクシーが普及したため、対象者に申請書は送らず、希望があったら送付するようにした。 ③福祉有償運送については、近隣に民間の福祉有償運送事業所がないため今後も継続していく必要がある。
	敬老事業 (敬老会・長寿祝金)	長年にわたり社会貢献してきた高齢者の長寿を祝い、記念の年等に祝賀事業を行う。また、高齢者福祉の向上に資するため、商工会の協力を得て長寿祝金(金券)を支給する。	①敬老会事業 ・当該年度内に77歳・80歳・85歳・88歳以上を対象に実施。 ・88歳に祝状を贈呈。 ②長寿祝金 ・当該年度の9月1日現在満88歳以上を対象として長寿祝金券10,000円分を配付。 ・満100歳の該当者は3名だった。	①敬老会対象者 ②長寿祝金対象者 ③100歳該当者	①495人 ②249人 ③ 3人	敬老会参加者からは好評であるが全体開催のため参加率が3割弱であり、公平性、平等性の面からの評価は難しい。より身近な地区主催への転換も難しいため現状どおりの継続となる。	A	A	A	B	B	B	B	B	C	見 直	敬老会については長年にわたり社会貢献してきた高齢者の長寿を祝うための祝賀事業であるが、今般の新型コロナウイルス感染症専門家会議による新しい生活様式の提言も参考に、感染拡大防止の観点から大人数での飲食を伴う祝賀会取りやめなど、敬老会の開催方法について検討が必要。
	地域活動支援センター運営事務	障がい者の創作活動や生産活動、社会との交流の場の提供など地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で活動できるように支援する。	創造的な活動や生産活動、社会との交流促進などさまざまな活動を支援する場を提供し障がい者の地域生活を支援する。 ①村が利用者の支援性に基づき利用決定、登録を行う。 ②委託業務 作業指導・訓練指導・生活指導・相談・創作活動 社会適応訓練・生産活動機会提供	通所人数	11人(村外1)	障がい者の日中活動の場として機能を果たしている。地域住民との交流が多く社会適応訓練、生産活動としての機能も果たしている。	A	A	A	A	A	A	B	A	A	現 継	就労継続支援Bへの移行について現時点では地域活動支援センターとしての継続が望ましいとの判断となっている。今後については利用者の変動に伴い、就労継続Bへの移行をしていくか検討が必要である。
	福祉医療費給付事業 (乳幼児・児童・障害者・母子・父子)	医療費の一部を助成することにより、対象者の経済的負担を軽減するとともに、健康の保持と福祉の増進を図ることを目的とする。	①出生、転入、配偶者との離別・死別、障害者手帳交付時に該当者に制度手続きを周知する。 ②申請書に基づき有効期限を定め受給者証を交付する。 ③医療機関受診時に支払った自己負担分医療費(保険適用分)を福祉医療費として助成する。 ④更新時には所得確認等の審査処理を行う。 ⑤住所、保険、口座等の変更時には届出により変更する。 ⑥医療機関、国保連合会に事務手数料を支払う。	①受給者証交付者数 ②受給実人数	①584人 ②576件	受給者証を確実に交付し対象者が助成を受けられるようにした。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現 継	現行どおり事業実施。

【令和元年度事業に対する事務事業評価】任意事務(内部・管理的事務を除く) 一覧表

係等	令和元年度																		
	事業名	事業目的	事業内容	主な成果(又は活動)指標等		成果の状況	評価(※)									今後の方向性			
							①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨				
	高齢者活動支援	大桑村老人クラブ連合会は平成25年度に解散となり、各地域活動団体とシニア大学同窓会に補助金を支給することになった。社会奉仕、いきがづくり、介護予防活動を通じた会員相互の交流が可能となる支えあいの地域づくりを支援する。	①村内各種高齢者団体が自主運営を行う。 ②高齢者を代表して村内各種委員会等への委員の選出、花壇作り、環境整備、北名古屋市交流事業参加、高齢者交通安全教室参加。	①活動団体数 ②会員数		①5団体 ②196人	各地区団体ごとに社会奉仕、生きがいづくり事業を実施している。村内各種委員の代表選出も担っている。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	現継	社会奉仕活動が含まれる高齢者団体への新規加入者は減少傾向にあり、複数の団体では維持継続が困難な状況になっている。「地域包括ケア体制」の構築のために、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができ、元気な高齢者が支え手として活躍できる地域づくりをめざす。
	社会福祉協議会助成事業	住民相互が助け合い、地域福祉に理解と関心が持てるよう、住民により身近な社会福祉協議会に事業を委託することにより事業を推進する。	①村から助成金を出して地域福祉事業を委託 ②委託内容 ボランティアセンター、各種福祉団体助成、民生児童委員、人権擁護委員、保護司、権利擁護事業、福祉資金貸付事業	助成金		19,120千円	本来村が主体となって行うべき地域福祉一般事業について、住民により身近な社会福祉協議会に委託実施している。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現継	地域福祉活動を充実するため、社会福祉協議会が中心となって住民、社協、行政との連携を図っていく必要がある。
保健	保健補導員(日赤含む)事業	自主的な地区組織活動を通じてまず自らの健康意識を高め、さらに地域へ広め地域ぐるみで健康な社会を築く。	・各種健診受診希望調査取りまとめ ・各種研修会参加 ・委託料支出(均等割1,000円+100円×世帯数) ・活動交付金支出(20,000円)	開催1回当たりの参加者数	延べ参加者数/開催数	42人/4回=10.5人	・研修会に参加することで、保健補導員自身の健康に対する意識を高められている。 ・災害時に日赤奉仕団として活動する体制が整っている。	A	C	A	B	A	B	B	A	B	現継	研修への参加や健診意向調査の取りまとめ、日赤奉仕団活動を主な役割として、今後も継続していく。	
	食生活改善事業	食生活の改善を中心とした健康増進啓発事業を実施し、生活習慣病の発症予防と重症化予防に努める。	食生活改善推進協議会事業 伝達講習会、食改学習会、 まめ習慣講座料理教室 調理実習個人負担金 1回300円	参加者数		29人	単に調理教室だけでなく、健康増進事業として、健康診断受診勧奨を含めた事業等も行っている。今年度中止になったが講演会依頼3回もありそれぞれ、「服薬・血圧・フレイル予防」等テーマの依頼があるなど、参加者の健康意識も高まっていると感じる。	B	B	B	B	B	B	B	B	B	現継	他団体・他組織等と連携を図り、事業を行っていく。	
	健康教室 (ゴールデンシュー運動等)	住民の健康づくり意識を向上させ、運動習慣を確立する。	<ゴールデンシュー運動> ・会員制 ・スポーツ保険の加入 ・健康づくり冊子の配付 ・参加者交流会(2回/年):村内及び村外 ・GSの日(月1回ミニ交流会)H27~ ・おたよりの配布 ・記録用手帳配布(希望者) <健康教室> ・ゴールデンシュー会員、保健補導員等の他、一般住民にも周知 H28年度から東海学園大学に事業委託し、年6回実施。	開催1回当たりの参加者数	①交流会参加者数/交流会数 ②教室参加者数	①70人/2回 ②80人/6回	ゴールデンシュー運動は、会員の健康づくりの意識の向上と運動習慣の定着に寄与している。会員数は減少したが、交流会への参加者が増加。健康教室は、平成28年度から大学に事業委託し実施し、内容の変更に伴い、参加者が増加した。	B	B	A	A	A	A	A	A	A	現継	・ゴールデンシュー運動は、代表者を中心に会員の意見を踏まえて活動を進めていく。 ・健康教室は1年間毎、村内全体の体操教室等の実態を把握し、踏まえながら、大学の講師と健康教室の内容を検討し、参加者のニーズに合わせた内容を企画し実施する。	
	母親学級	妊娠出産の不安を軽減し、妊娠・産後の生活を安心して過ごせるよう備える。	令和元年度 メニュー1 妊娠期の食事、乳房ケア メニュー2 赤ちゃんへの語りかけ、先輩ママと赤ちゃんの交流 メニュー3 アルバム作り、妊娠中・出産後の生活・準備 3メニューを1クールとして年3クール実施 スタッフ:助産師・絵本の会・保育士・保健師	利用率 ①メニュー1 ②メニュー2 ③メニュー3	延べ参加者数/対象者	①7/25=28% ②6/26=23.1% ③5/28=17.9%	妊娠中の過ごし方に関する知識の習得や、出産後の生活をイメージしたり、地元の妊婦同士の交流の場となっている。適宜、初産婦・経産婦に合わせた内容で実施した。	B	B	A	A	B	B	B	B	B	現継	参加者へのアンケート調査を基に参加者のニーズに合わせた内容を企画し実施する。 パートナーと一緒に参加出来る教室内容を計画する。 3か月以降の児をもつ母親と妊婦との交流の場を、子育て支援センターと協働して計画する。	

【令和元年度事業に対する事務事業評価】任意事務(内部・管理的事務を除く) 一覧表

係等	令和元年度																
	事業名	事業目的	事業内容	主な成果(又は活動)指標等	成果の状況	評価(※)									今後の方向性		
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			
子育て事業 (離乳食、お誕生、虫歯予防他)	子どもたちの健やかな成長と発達を支援し、子育ての知識・技術を身につける。	・離乳食教室 対象者: 5~6か月 実施回数: 年8回程度 内容: 離乳食の進め方、試食、 歯の健康と生活リズム ・お誕生相談 対象者: 1歳児 実施回数: 年2~3回 内容: 計測、歯科指導、遊びの実技、 おやつのお話・試食 ・虫歯予防教室 対象者: 2歳6か月 実施回数: 年2回 内容: 計測、歯科指導、おやつのお話・試食 ・食育事業 対象者: 2歳児、3歳児 実施回数: 年3回 内容: 弁当、保育園給食の試食、食の話	参加率 ①離乳食講習会 ②お誕生相談 ③虫歯予防教室 ④食育事業	① 17/17 100% ② 13/14 92.9% ③ 13/19 68.4% ④ 18/26 69.2%	子が健やかに成長発達していくために、食習慣や歯科疾患の予防などについて知識を得る機会となった。	A	B	A	A	A	B	B	A	B	現 継	月齢に合ったタイミングで必要な情報をわかりやすく伝えるために、どのような手段が適切か見直していく。 虫歯予防や食習慣は、幼少期からの習慣が大切であるため、乳幼児期での指導を継続して行っていく。	
体験学習・思春期セミナー	赤ちゃんと触れ合うことにより、命の大切さや人を慈しむ心を育てる。	乳幼児ふれあい体験学習 1日目 ・講話: 生命の誕生と連続性、母体と胎児の関係 かけがえない命 ・赤ちゃん人形を使った抱っこ練習 2日目 ・赤ちゃんふれあい体験 思春期セミナー ・講話: いのちと性を考える~男女交際~ * 中学校との共催で実施	参加人数 ①中学生延べ人数 ②母子	①55人 ②11組	3月実施予定であった思春期セミナーは新型コロナウイルス感染拡大予防のため、学校が休校となり中止となった。乳幼児ふれあい体験では、自分自身も大切にされてきたことが感じたという感想など、自己肯定感の向上につながった。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現 継	子育て中の母子の協力を得ることで、命の大切さと共に地域とのつながりの機会を持てる。今後も中学と共催していく。	
保育園関連事業	①フッ素塗布事業: 乳歯の虫歯予防 ②視力検査: 弱視などの早期発見を行い、親が子どもの健康状態を知る。	①フッ素塗布事業 対象: 年少~年長の園児で保護者が希望する児童 内容: 郡歯科医師会の協力のもと歯科衛生士による園児のフッ素塗布を行う。 実施回数: 年2回 ②視力検査 対象: 年少~年長の園児 内容: 視能訓練士による視力検査を行う。 実施回数: 年1回	①フッ素塗布事業利用率 ②視力検査	①実施者数/対象者数 ②うち密検査実施者/実施者数	①46/48(1回目) 43/48(2回目) ②4/33	①フッ素塗布は希望者に実施しているが、80%以上の希望している。保育園児の虫歯保有率は年々、減少傾向である。 ②精密検査対象者はほぼ受診しており、必要者はその後の治療につながっている。	A	A	A	B	B	A	A	A	現 継	①虫歯保有率は、学年が上がるごとに高くなっている。虫歯予防は、幼少期からの口腔ケアが大切であるため、乳幼児期への歯科検診、歯科衛生士による口腔ケア指導を継続し重要性を伝えていく。 ②早期発見・早期治療につなげるために、継続は必要である。	
特定健診、基本健診、人間ドック	内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病の早期発見と、個人の生活習慣の改善によりQOLを高める。生活習慣病の早期発見と重症化予防を行い医療費抑制の一助とする。	特定健診は法定事務で保険者である住民係が予算を担当、保健係が実務を担当。基本健診、人間ドックは任意事務(内部・管理的事務を除く)。事業コストは基本健診と人間ドックのみ記載。職員人工数は特定健診分も含む。 特定健診 集団>上記事業者へ委託。 実施期間: 3日間 <特定健診 個別>古根医院・篠崎医院にて実施 実施期間: 6月1日~翌年2月末 <基本健診>特定健診集団と同時実施。 対象者: 20~39歳の住民 <人間ドック>各医療機関で受診し、健診料の9割(上限45,000円)を助成。	特定健診受診率、特定保健指導指導実施率	①健診受診者数/対象者数 ②特定保健指導受診者数/対象者数	①55%(見込み) ②80%(見込み)	特定健診受診者数は、臨時保健師を雇い受診勧奨訪問を積極的に行った。 集団健診は昨年より減少も、後期高齢者のいきいき健診では、対象者が希望者全員へ拡大した平成30年度より増加し、123名となった。結果説明会では3日間で113人に指導を実施した。今後も健康状態の把握、生活習慣振り返りのための事業を進めていきたい。	A	A	A	A	A	A	B	A	現 継	健康診断を多くの人に受けてもらうためには、 ①集団健診への受診勧奨、 ②個別医療機関への受診勧奨、 ③医療機関受診中の人からの治療データの提供を行う必要がある。	
がん検診	健康状態の確認、疾病の早期発見・早期治療を目的とする。	・胃がん検診(35歳以上) ・大腸がん検診(35歳以上) ・子宮がん検診(20歳以上) ・乳がん検診(30歳以上 一部40歳以上) ・H29年度からCTIによる肺がん検診(40~74歳) 個人負担金は委託料の3割程度で設定。国保加入者は国保会計より支出、75歳以上の後期高齢者は保健衛生一般財源より支出し、個人負担金はなし。 R1年から子宮がん・乳がんは個人負担金を無料とした。	受診者数	①胃検診 ②大腸検診 ③子宮がん検診 ④乳がん検診 ⑤肺がん検診	①112人 ②394人 ③238人 ④292人 ⑤152人 計1,188人	子宮がん・乳がん検診は坂下病院での施設検診がなくなり、検診の実施体制が変わり受診者減となった。精密検査受診率は、訪問による受診勧奨で前年度より上昇した。	A	A	A	B	B	B	A	A	B	現 継	子宮・乳がん検診は、R1年度から個人負担金の無料化、信州(無料)クーポンの対象者拡大、集団検診のセット検診と実施体制を大きく見直しを行った。住民に定着するよう現行通り継続する。その他がん検診も現行通り継続する。

【令和元年度事業に対する事務事業評価】任意事務(内部・管理的事務を除く) 一覧表

係等	令和元年度																	
	事業名	事業目的	事業内容	主な成果(又は活動)指標等		成果の状況	評価(※)									今後の方向性		
							①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			
精神関係事業	精神関係事業	こころの健康を理解し、早期に気づき相談できる体制と地域の環境をつくる。	<自殺対策関係事業> ・こころの健康づくり講演会(H24~29) H30は役場職員向けに、村自殺対策計画の説明とゲートキーパー養成講座を実施。R1から新規で中学生向けにSOSの出し方に関する授業を実施。 ・メンタルチェックシステム「こころの体温計」業務委託(H27~) ・ゲートキーパー養成講座(H27) ・普及啓発事業(こころの健康づくり標語入り封筒) <家庭訪問・電話相談> ・随時実施	①講演会1回あたりの参加者数 ②自殺者数	参加者数/開催数	①25人 ②0人	H30年度に策定した自殺対策計画に沿って、事業を実施した。メンタルチェックシステムは月平均165件のアクセス数であった。	A	B	B	B	B	B	B	A	A	現 継	新規事業や自殺対策計画遂行のための各係との連絡調整等で、職員人工数が増大した。こころの健康に関する正しい理解をひろげるため、役場職員・関係団体・住民に様々な事業を展開していく必要がある。本年度こころの健康づくり標語を募集したため、次年度新たな標語入り封筒を作成し住民への通知に活用する。
	子どもへの関わり方支援	子育て環境の変化により、育児不安の母親・孤立した親子が増えている中で子育て支援の一助とする。子どもたちの健やかな成長・発達を促す。育児相談・指導により子育てに必要な知識を提供する。	1歳教室(対象:1歳児) 2歳半教室(対象:2歳児、3歳児) 目的:子どもへの関わり方について学ぶ場 担当:保健師・理学療法士・言語聴覚士	利用率 ①1歳児 ②2歳児 ③3歳児	参加者数/対象者	①6/10=60.0 ②5/6=83.3 ③18/20=90.0	子どもの行動の見方を変えるヒントを知り、保護者自身が心に余裕を持つことの大切さや子どものできることに寄りそうことの大切さについて学ぶ機会となった。育児負担の軽減や子育てを楽しむ意欲の向上に繋がっている。	A	B	A	B	B	A	C	A	B	現 継	参加率が維持できるように、講座を受けることの意義やメリットについて周知の仕方を工夫していきたい。
農林	農業基盤整備事業	農道や農業用水路を整備し、農作業の効率化や担い手への農地利用集積を促進する。	未舗装農道の簡易舗装や農業用水路等の維持修繕など 令和元年度事業 ・上在農道新設事業 1路線 ・下在地区水路改修事業	①舗装路線数 ②水路数		①65 ②65	未舗装農道の舗装は実施計画に沿って実施している。農道、水路の補修については随時行い、農作業の効率化に努めている。	A	A	A	A	B	A	B	B	A	現 継	小規模修繕や草刈りなどの維持管理については農業者や地域住民が協同し実施している。中山間地域等直接支払制度を活用している地域では引き続き制度を活用し、地域での維持管理をさらに進めるよう求めていく。令和2年度までに農業水利施設の長寿命化計画を策定予定。受益面積3ha以上の主要な水利施設について、現地で機能診断を行い、施設の構造、老朽化の度合い、修繕の方法などについて検討する。今後、民地の農業用施設等の維持修繕費について、受益者負担金を検討する。
	体験農園	遊休農地の有効利用として都市住民に利用してもらうよう農地の貸出しを行う。	東・下落・野尻の3体験農園を都市住民との交流を図るため、貸し出しを行い遊休農地の解消と地域の活性化を図る。	①利用者数		①3	国道からのアクセスが悪く場所が分かりにくいなど不便な状況にあり借り手が少ない。3施設の一部のみが村内者により利用されているだけで有効活用になっていない。	A	B	C	B	B	A	C	A	B	現 継	村民や事業者、村外者も含めPRを行い利用者を広く募集する。今後、新しい作物栽培や県技術指導員から農業入門講座などを体験農園で実施していく。
	獣害対策	年々深刻化する鳥獣被害は農業者の耕作意欲低下を招き、耕作放棄地の増加の一因になっている。住民自身(農業者)に自己防衛の意識を高めるため、防除資材の購入等を補助し被害防除の推進を図る。	・有害鳥獣による農作物の被害対策として、中山間地域直接支払制度地区を除く地域で、電気柵や防除ネット等の資材購入費を補助する。 【有害鳥獣防除対策事業補助金】 補助率等:資材購入費の1/2以内(上限3万円) 令和元年度は村民に有害鳥獣防除の講習会を実施した。(参加人数20名)	利用件数		4件	農業者の自主防衛のための経費補助として活用されている。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	重 ・ 強 ・ 拡

【令和元年度事業に対する事務事業評価】任意事務(内部・管理的事務を除く) 一覧表

係等	令和元年度																			
	事業名	事業目的	事業内容	主な成果(又は活動)指標等		成果の状況	評価(※)									今後の方向性				
							①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨					
有害鳥獣駆除	造林木及び農作物に被害を与える有害鳥獣の駆除を行う。	・有害鳥獣 ツキノグマ、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カウウ等 ・上記有害鳥獣の捕獲及び捕獲許可事務。 ・猟友会員より有害鳥獣駆除実施隊の編成登録事務。 ・有害鳥獣駆除対策協議会を設置し対応策の検討をする。 ・有害鳥獣捕獲に伴う補助金の交付事務 補助金 イノシシ、ツキノグマ = 1頭10,000円 ニホンザル、ニホンジカ = 1頭15,000円 タヌキ、ハクビシン、アナグマ、キツネ = 1頭3,000円 ノウサギ、ハシブトガラス、カウウ、アオサギ = 1羽500円	駆除頭数	①ツキノグマ ②イノシシ ③ニホンザル ④ニホンジカ ⑤ハクビシン ⑥ノウサギ ⑦キツネ ⑧タヌキ ⑨ハシブトガラス ⑩カウウ ⑪アオサギ ⑫アナグマ	①2頭 ②35頭 ③32頭 ④20頭 ⑤14頭 ⑥0羽 ⑦3頭 ⑧11頭 ⑨1羽 ⑩0羽 ⑪0羽 ⑫3頭	農林産物への被害はあるが、駆除防除活動により被害減少につながっている。	A	A	A	A	A	A							重・強・拡	農林産物被害を防ぐため、新たな技術・方法の研究を行い効果的な有害鳥獣駆除の体制を確立する。 令和2年度より、村の有害鳥獣捕獲の補助金を増額する。
猟友会	猟友会員の狩猟マナー及び射撃技術の向上に努め狩猟事故の未然防止、有害鳥獣の駆除を行うとともに、会員相互の友好と親睦を図る。	猟友会事務局として文書発送等を行っている。 運営については、村からの交付金と個人会費(第1種7,000円、その他4,000円)により行われている。 射撃講習会を年2回開催 令和元年度にドックナビ購入(6基)	会員数		49名	射撃大会を開催し、会員の狩猟に対するマナーや技術の向上に繋げている。会員は有害鳥獣駆除にも従事し、農林産物の被害対策に貢献している。	A			A	A	A							現継	有害鳥獣被害対策も村と協同して実施していくため継続していく。会員の減少と高齢化による新規会員の確保が必要。
林業生産基盤整備事業(林道・作業道整備管理)	森林整備の効率化を図るため、林道・作業道の維持管理を実施する。	・林道・作業道の維持管理 崩落除去、側溝や路面の整備、沿線の草刈や枝打ち、カーブミラーや注意看板の設置など。 令和元年度事業 ・林道施設長寿命化計画策定業務(橋梁点検) ・林道松洲深沢線猿沢1号橋右岸橋台改良工事 ・林道野尻与川橋梁測量・詳細設計業務	整備実施路線数		10路線	林道への落石除去や路面整備等の基盤整備を行い、森林整備の効率化を図っている。	A	B	A	A	A	A							現継	林道や作業道は関係者以外の通行は少ないが、森林整備を実施するにあたっては重要な路線であり、現行通り維持していく。橋梁長寿命化計画を作成したので、計画的に修繕等を進めていく。
村有林整備	・村の貴重な財産である村有林を適正に維持管理し、後世に引き継いでいく。 ・国土保全のため、森林が持つ多面的かつ公益的な機能が最大限に発揮できるよう整備する。	【村有林面積】1220.69ha ・村有林の維持管理事業 植栽、下刈、除伐、間伐、獣害防除等 ・公団分収造林地の維持管理事業(受託事業) ・令和元年度は庁舎建設資材調達のため、中尾沢村有林の皆伐事業を実施。	整備面積	①植栽 ②下刈 ③除伐 ④間伐 ⑤枝打ち ⑥獣害防除	①1.11ha ②1.11ha ③0ha ④3.87ha ⑤0ha ⑥8.73ha	植栽、間伐、枝打ちなど事業を実施し、村の財産である村有林の維持管理を行っている。	A	B	A	B	A	A	B					B	現継	土砂流防止や水源涵養など保安林に指定されている村有林も多くあり、森林の多面的かつ公益的機能を最大限に発揮できるよう現行通り事業を実施していく。
ヒノキを奏でる里づくり事業	村の主樹種であるヒノキの間伐材を利用した楽器等の製作・演奏活動を通して大桑村の情報発信と活動を通して地域づくりを進める。	山に切捨てられていたヒノキの間伐材の有効利用と、楽しみながら林業に従事できるよう、間伐材を利用した楽器製作と演奏活動を行う。 楽器製作者は製作後演奏活動にも参加し、村内外で活動することで大桑村の情報を発信し、村内外者が一緒に活動することで地域づくりへつなげる。 制作する楽器はヒノキ三味線、アルプホルン、コカリナ。 製作後は、演奏を中心とした活動を村内外で行う。 ・ヒノキ三味線：10名が活動。 ・アルプホルン：23名が活動。 ・コカリナ：大桑小学校を中心に活動。 各グループは自主的に活動しており、村としてはこれらのグループの事務の手伝いを行っている。	活動人数	①ヒノキ三味線 ②アルプホルン ③コカリナ	①10 ②23 ③18	演奏会を村内外で実施しており、大桑村の情報発信の一つとなっている。	A	A	A	A	A	A	A	A	A				現継	各グループ等で通年を通して活動している。
みどりの少年団	少年期に自然の中での学習活動(植樹や間伐などの森林体験、木工教室など)を通じて自然とのかわりや人との交流を学ぶ。	自然の営みや生物の神秘を知り、少年期からそれらに接することで人間も自然の中で生きる一員であることを知る。 みどりの少年団木曾郡交流集会 木曾郡みどりの少年団11団体93名 大桑小・中学校みどりの少年団24名参加 事業内容は森林体験、木工体験、オリエンテーリング等	参加者	みどりの少年団交流事業	24人	児童、生徒の自然学習となっており、木曾地域の交流会などは児童、生徒との交流の場ともなり他地域の活動や取り組みを知る機会となっている。	A	A	A	A	A	A						A	現継	県や郡内の自治体と協同し現状通り活動を継続していく。

【令和元年度事業に対する事務事業評価】任意事務(内部・管理的事務を除く) 一覧表

係等	令和元年度																	
	事業名	事業目的	事業内容	主な成果(又は活動)指標等		成果の状況	評価(※)									今後の方向性		
							①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			
	育樹・植樹祭	住民や下流域に住む人に育樹・植樹体験を通じて森林の持つ機能の大切さや森林整備の必要性を啓発し、緑豊かで住み良い郷土づくりを推進する。	・大桑村・木曾森林管理署南木曾支署と合同で植樹祭を開催。 ・大桑村と提携を結んでいる木曾川下流域の北名古屋市民や日間賀島観光協会役員を招待し、森林の持つ機能や森林整備の大切さを下流域に住む人たちに知ってもらう機会としている。 ・村有林での植栽活動など森林整備の実施と、児童・生徒を対象にした森林教室を実施。記念贈を迎える人達を招待し、森林整備活動に愛着を持ってもらう機会としている。	参加人数		203人	村民をはじめ下流域住民へ森林の持つ機能の大切さや森林整備の必要性を感じてもらえる機会となっている。	A	A	A	A	A	A	A	A	見直	育樹、植樹活動を通して森林機能の大切さ、整備の必要性について啓発していく機会とする。	
商工観光	商工会助成	商工会との連携を図り、商工業の振興及び村の活性化に向けた各種活動の活性化を促進します。	・商工会助成金(通常分(細々節)) ・商工会への助成金の支払い。	事業所数		152	制度の活用により、中小企業の経営安定化につながっている。	A	A	A	A	A	A	A	A	現継		
	企業支援	国・県の融資制度及び村の中小企業融資制度の周知と活用促進に努め、商工業経営の安定化を促します。	・中小企業振興資金借入信用保証協会(細々節) ・中小企業者の資金借入に伴う保証料の一部または全部を村が信用保証協会へ支払う。	申請件数		8件	制度の活用により、中小企業の経営安定化につながっている。	A	A	A	A	A	A	A	A	現継	企業支援は需要があるため、この事業は継続すべきである。	
	木曾ふれあいの郷管理委託	「木曾ふれあいの郷」の管理を塚原緑地研究所に委託し、民間の能力の活用と管理費用の節減を図る。	・指定管理: H28～塚原緑地研究所 委託料: 24645千円 修繕料: 2943千円 保険料: 371千円 使用料: 2923千円 工事費: 956千円	A: 利用者数 B: 総売上		A: 20,850人 B: 72,615千円	委託したことにより、事務の効率化が図られている。	A	A	A	B	B	B	B	B	現継	指定管理は5年のうち4年が経過した。さらなる集客対策を指導していく。 老朽化の進んでいる施設の修繕については、協定書を原則としつつ、右岸道路の建設計画を見込みながら長期計画が必要である。	
	のぞきど森林公園	自然環境の優れた森林を保護するとともにその利用促進を図り、村民や都市住民の保健休養に資する。	・施設概要 バンガロー 23棟 ケビン 4棟 オートキャンプ場 22区画 ブルーベリー採取園 ・管理体制 宿日直(職員及び臨時職員)1名常駐 公園管理 臨時職員1名及びシルバー人材センター つつじ園整備 臨時職員1名 ・開園期間 4月第4土曜日から5月第4日曜日 7月第2土曜日から9月最終日曜日	1日当たりの利用者数	年間延べ利用者数/開園日数	1,168/109=10.7人	事業目的である施設の利用促進は、進んでいない。	B	C	C	B	C	C	C	D	現継	行政内での検討にとどまらず、広く意見を求められる方法も取り入れながら、また、外部人材の活用も選択肢に含めて今後のあり方の検討が必要。	
	森の里の秋まつり	観光客と村民に大桑村の秋の魅力を楽んでもらう場と文化発表の場を提供。	・森の里の秋まつり実行委員会で運営(運営費:923千円) 《村支出分》 ・イベント交付金(観光一般): 720千円 ・商工業振興費 ポスター・チラシ、新聞折込手数料: 243千円 設営機器借上: 2,222千円 シャトルバス借上: 234千円 R元来場者 約2,300人	入込客数		2,300人	大桑村の秋の魅力を発信する場となっており、村内外から多くの人々が訪れている。	A	A	A	A	C	B	A	A	現継	現在、イベントに多くの村内企業及び住民参加がある。今後、文化発表を含めより一層村内外に魅力を発信できるような場を提供していくために、企画段階からより多くの人々が関われるあり方を検討したい。	
	観光地整備	・阿寺溪谷内の自然環境保全と環境美化 ・登山者の安全確保等・遊歩道の整備	・阿寺溪谷管理経費 委託料: 3,859千円 ・阿寺溪谷管理経費 修繕料: 0千円 ・阿寺溪谷管理経費 使用料: 481千円	阿寺入込客数		80,500人	観光地の安全確保と環境美化につながっている。	A	C	B	B	B	A	B	B	C	現継	溪谷内のパトロールの強化は実施する必要がある。観光客の安全確保をするため、ボランティアや各種関係機関と連携・協力しながら実施する必要がある。

【令和元年度事業に対する事務事業評価】任意事務(内部・管理的事務を除く) 一覧表

係等	令和元年度																	
	事業名	事業目的	事業内容	主な成果(又は活動)指標等		成果の状況	評価(※)									今後の方向性		
							①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			
	道の駅管理	道路利用者や地域のための「休憩機能」「情報発信機能」「地域の連携機能」を併せ持つ休憩施設「道の駅」の管理 村の自然・農林業資源とを組み合わせることで、着地型観光の展開を図ります。	商工業振興一般経費(森の里の秋まつり関係、負担金補助及び交付金を除く) ・需用費(修繕含む): 1,271千円 ・役務費: 479千円 ・委託料: 2,668千円 ・使用料及び賃借料: 731千円 ・建物貸付収入: -586千円 (合計): 4,563千円 ※災害時の緊急消防援助隊の集結場所にもなっている。 ※平成30年(2018年)3月より木曾地域振興(株)が指定管理者。 ※電気自動車急速充電器に係る補助金あり。	1日当たりの委託経費	事業費(千円) / 365日	5,382/365=14.7千円	道の駅を利用する観光客からの意見要望を聞くことができ、ニーズを把握することができる。	A	A	A	A	A	B	B	B	B	現 継	郡内に道の駅が増え、競争率が激しくなっており、また防災拠点としての役割を担っているため、利用者が快適に利用できるよう施設の維持管理は必要である。大桑村の地場産業推進・情報の拠点として改善も必要である。指定管理者と連携し、利用者のニーズも把握しながら計画的な施設改修計画が必要である。
	観光PR	観光宣伝を推進するとともに、情報発信により誘客を図る。	・観光マップ修正・増刷: 735千円 ・物産展、観光PRイベントへの参加: 50千円 ・観光HP等の更新 ・広域的な組織への会費や負担金等: 4,734千円 ※大桑村観光協会(イベント含む)への交付金除く	観光誘致ポスター		誘客B1: 200枚(南木曾町とタイアップ)	観光情報発信が誘客には繋がっている。	A	C	B	A	C	B	C	C	D	現 継	広域で主催する物産展や観光PRイベントへの参加や、パンフレット・ポスターの作製は村をPRするためには必要である。また、ホームページは常に最新のものとなるよう努力していきたい。
	雇用対策	企業立地・留置の支援等を通じて雇用の場の確保をめざすほか、ハローワーク木曾福島等の関係機関との連携や広域的連携のもと、求人情報の提供や求人冊子の作成・配布、就職面接会への村内企業の参加促進、企業視察研修の支援等の充実を図り、若者の地元就職及び女性・高齢者・障がい者の雇用を促進します。	・中津川地域雇用対策事業協議会負担金(細々節) ・高等学校産業視察: 中津川市の企業視察 蘇南高校実施 ひがしみの就職面接会参加 高等学校求人一覧冊子の作成、配布 蘇南高校(50冊)、木曾青峰高校(10冊) ※中津川市の事業として実施 ハローワーク木曾福島就職面接会参加 ・木曾地区雇用対策推進協議会 ・大桑中学校2年生へ企業紹介を計画実施。R2年度も実施予定	求人冊子作成配布		蘇南高校: 50冊 木曾青峰高校: 10冊	就職活動の資料として参考になっている。	A	B	A	B	B	A	A	A		現 継	雇用対策は行う必要があるため、継続して行う。
建設 住宅	道路を利用する車両及び歩行者の安全と快適な生活道路の確保 河川環境の保持と災害防止	・道路・河川の維持(工事・委託・重機等借上等) ・道路舗装修繕、道路側溝修繕 ・道路・河川の草刈り ・村道・河川のパトロール	補修等件数	①道路 ②河川	① 63件 ② 9件	緊急性と必要性を考慮し、道路の安全・河川環境の保持のため毎年実施しており、一定の成果は上がっている。	A	A	A	A	A	B	B		A	現 継	・基本的に行政は道路・河川管理者として安全な施設維持を行う義務があるため、地域住民からの要望や村内パトロールにより、緊急性・効率性に配慮しつつ、引き続き適切な維持管理に努める。 ・ただし、地域で対応できる程度の維持作業については、地域住民等による自助、共助を基本とし、道路河川整備事業交付金制度の活用、材料の支給等により住民主導で行いたい。 ・協働を具現化するための村民意識の醸成が不可欠である。 ・「長寿命化修繕計画」(H23とH30=橋梁、H28とR元=トンネル)を策定して、計画的に補修を行っている。 ・道路法の改正により、H26から橋梁定期点検、H28からトンネル点検を実施している。 ・R元はトンネル長寿命化修繕計画の見直しを実施する。	

【令和元年度事業に対する事務事業評価】任意事務(内部・管理的事務を除く) 一覧表

係等	令和元年度																	
	事業名	事業目的	事業内容	主な成果(又は活動)指標等			成果の状況	評価(※)									今後の方向性	
				①	②	③		④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨					
道路除雪	積雪期間におけるスクールバスや循環バス等公共交通機関の円滑な運行、緊急車両の運行をはじめ、安心・安全な住民生活の維持を確保する。	除雪対象:189路線(農林道他29路線)100Km 除雪会議開催 除雪基準:10~15cm 機械、人力による村道等の除雪 融雪剤の機械散布、人力散布 村内各保管場所へ融雪剤の配布、補充 除雪当番または係の要請により出動 除雪業者:機械14社、融雪剤散布1社、人力14社 H28から除雪機械管理費管理期間を6ヶ月分に見直し2ヶ月増とした。(降雪シーズン前の準備期間を含めた) H29に小型融雪剤散布車を導入し、幅員の狭い道路も散布できるようになった。	除雪業者 出動延日数 (日=延時間/8h)	①機械除雪 ②人力除雪 ③融雪剤散布	① 0.0h=0.0日 ② 0.0h=0.0日 ③ 8.7h=1.1日 1.1日	安心・安全な住民生活の維持のため必要な対応による成果はあるが、降雪量によっては除雪機械の台数に限りがあること等から除雪能力には限界がある。 R元年度は、暖冬により除雪作業の実施がなかったため、コストが高い結果となった。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	現 継	・特に人力に頼る作業については、地域住民による自助共助活動を促進する。 ・独居高齢者宅の雪かきなど、地域等の助け合い意識の醸成を促進する。 ・村内各地域の積雪状況の把握に努め、効果効率的な作業実施に努める。
村道整備(新設・改良)	安全で快適な生活道路を確保する。	村道の整備(新設、改良) 関連:大桑村実施計画	整備率 ①改良率 ②舗装率	①改良済延長/路線延長 ②舗装延長/路線延長	①68.1% ②79.9%	概ね計画に沿って実施されている。(財源(国庫補助金・地方債)が要望額どおり付いていないこともあり、計画が先送りになる事業もある。)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	現 継	事業の効果・効率性に配慮し、安全な生活道路が確保できるよう、計画的に事業を推進する。
道路河川整備事業交付金	地域住民が自発的に行う道路・河川整備事業に対して経費を助成し、協働の意識醸成を促進する。	住民で組織された団体が実施する作業に要する経費 ①道路整備:集落間道路の草刈り等 ②河川整備:河川の草刈り等 ・作業従事者10人以上 ・交付金額:人数により10,000~上限50,000円 ・1団体年1回を限度 ・他から交付金が交付されている団体地区は対象外	①交付団体数 ②作業従事者数		① 6団体 ②118人	毎年ほぼ同数の団体による作業は継続されており、一定の成果は上がっている。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現 継	・集落内道路を交付対象外としたことで作業実績に対する不公平感は薄れ、協働意識の醸成にも引き続き効果があると思われるが、地域によって住民意識に温度差があるのも事実。 ・共助に対する住民意識を高めるきっかけとしての制度としてとらえると、ある程度住民に共助意識が浸透した段階で事業のあり方を検討すべきと考えられる。協働のむらづくりの観点からも総合的に検討する必要がある。
村営住宅管理	国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。	・住宅管理業務、入居募集、家賃徴収、滞納整理 入退去時検査事務 公営住宅 33戸(27棟) 特定優良賃貸住宅 23戸(13棟) 地域優良賃貸住宅 32戸(7棟) 単独住宅 19戸(14棟) 計 107戸(61棟) H29年度:殿団地屋根改修工事を実施した。 H29年度:住宅建設及び宅地造成地基礎調査を実施した。 R元年度:老朽化した旭町団地2棟を解体し、住宅建設の基礎調査を実施した。	入居率(%)	入居数/総数	公営30/33 90.9% 特賃22/23 95.6% 地優賃28/32 87.5% 単独16/19 84.2% 総入居率 89.7%	管理している住宅のほぼ全てに入居しており、目的は達成されている。	B	A	A	A	A	A	A	A	A	現 継	既存の村営住宅の老朽化の対応や住環の向上に向け、計画的な修繕及び適正な維持管理を行う必要がある。 H29年度に実施した住宅建設地基礎調査を基に住宅建設を検討し、R2年度には野尻地区に2棟4戸の住宅建設を計画した。 長寿命化修繕計画見直し及び策定を検討する。	
雇用住宅	村内企業の社宅としてストックし、企業の福利厚生及び入居者の利便性の向上に寄与する。	村と村内企業が賃貸契約を行い、住宅を提供する。 簡易修繕についての経費は、企業負担としている。 H29年度に、老朽化に伴い須原上町上雇用住宅を解体した。	契約率	契約戸数/全戸数	22/23=96%	利用率は横倍だが、一定の成果は上がっている。	B	A	A	A	B	A	A	A	A	見 直	施設が老朽化しているため、新たな契約はせず解体できる物件は解体し、宅地分譲等有効活用を進めていく。解体する住宅の計画を策定する。(弓矢地区、東下地区)	

【令和元年度事業に対する事務事業評価】任意事務(内部・管理的事務を除く) 一覧表

係等	令和元年度																	
	事業名	事業目的	事業内容	主な成果(又は活動)指標等		成果の状況	評価(※)									今後の方向性		
							①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			
宅地造成(分譲)事業	宅地造成を行い住宅建設用地を提供することで、遊休地の活用と定住化促進を図る。	平成23年度より一般会計へ ・土地貸付料の徴収 殿地区 7区画 和村地区 6区画 越坂地区 8区画 上在地区 12区画 ・宅地分譲 沓外外 2区画(売却済) H29年度:宅地造成地基礎調査を実施した。 H30年度:野尻大曲地区に宅地造成(5区画)のため、測量設計・用地測量・工事に着手し、令和元年度に工事が完了した。	契約率	契約済数/区画数	殿 7/7=100% 和村 6/6=100% 越坂 8/8=100% 上在 12/12=100% 沓垣外 2/2=100% 大曲 1/5=20%	ほぼ全ての造成地に居住しており、定住化が図られている。一部未売地があるため、今後完売に向けた取り組み等の検討が必要である。	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現継	・継続して、適正な運用を図る。 ・上在地区造成地については、今後も希望者に土地の売却をしていく。 ・H29年度に実施した宅地分譲地基礎調査により、H30年度に野尻大曲地区に宅地分譲地の造成が完了し、R元に募集を開始したが4区画が未売却である。今後、完売に向けて周知を行う等の取り組みが必要である。 ・今後も住民ニーズを把握しながら新たな宅地分譲地の検討をする。
空き家情報バンク	空き家の有効活用を通して定住促進による地域の活性化を図る。	村内にある空き家・空き地・空き店舗の売却、賃貸等を希望する所有者から申込みをうけた情報を、当村へ定住等を目的とし利用を希望する方々へ情報提供を行う。	契約件数	①土地 ②建物	①0件 ②2件	毎年一定の契約件数がある。近年、相談・問合せが増加してきている。	B	A	A	A	B	A	A	A	A	A	現継	〃き家を把握するため、空き家実態調査をH26とH30に実施した。所有者に対し空き家情報バンク制度について情報提供を行い、空き家・空き地の有効活用を推進していく。所有者より売却・賃貸の申込を受けた情報を村のホームページを利用し情報提供を行っていく。また、老朽空き家による近隣家屋等への被害を防止するため、H29に制定した空き家対策事業補助金を活用してもらうよう周知していく。R2には地域おこし協力隊員の活用と連携により更に充実した事業になることが期待される。
空き家対策	空き家調査を実施し、活用困難な空き家や廃屋、危険住宅を適正に管理することにより、安全で安心な生活の確保及び良好な生活環境の保全に資する。	H21: 空き家アンケート実施し、H22に回答があった。(74軒中57軒の回答があり、12軒が賃貸・売却希望) H26: 空き家調査を実施。空き家208軒中120軒の回答があり23軒が賃貸・売却希望 H27: 「空家等の適正な管理に関する条例制定」「空家等対策の推進に関する特別措置法」に係る特定空家が16軒判明した。 H28: H27制定の条例に基づいて対応した事項 ・命令書送付 ・緊急安全代行措置 H30: ・空き家物件調査で相続人を探すため、通知文書送付及び自宅訪問を実施した。 ・空き家調査を実施。空き家132軒中83軒の回答があり12軒が賃貸・売却希望 R元: 特定空家の内、相続関係者全員が把握できた物件があり、土地と建物を村で取得できた。	①立入調査等 ②助言、指導勧告 ③命令 ④緊急安全代行措置	①5件 ②0件 ③0件 ④0件	空き家の所有者等を調査することにより、周辺に危害が及ぶ前に指導等ができる。 危険住宅については、村が緊急安全代行措置により解体等ができる。	B	A	A	A	A	B	A	A	A	現継	定期的に空き家調査を実施し、危険住宅になる前に所有者に指導等をしていく。 危険空き家対策として、R元年度に把握でき取得できた建物については、家屋解体に向けて検討していく。また、相続人が不明な物件については、引き続き相続人へ通知文書の送付等を実施していく。 空き家バンクに登録することにより、対象となる物件は空き家対策事業補助金を活用できる旨周知していく。		

【令和元年度事業に対する事務事業評価】任意事務(内部・管理的事務を除く) 一覧表

係等	令和元年度																		
	事業名	事業目的	事業内容	主な成果(又は活動)指標等	成果の状況	評価(※)									今後の方向性				
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨					
	木造住宅新築等補助金 住宅増改築補助金	在来工法木造住宅の普及促進と木材産業及び建築関連産業の振興を図る。 個人住宅の質の向上を図るとともに地域経済対策の一環として村内施工業者の振興を図る。	・木造新築等補助金 木造在来工法で住宅を新築または全面改築した者に対し、住宅建築費の一部を助成する。 助成額:一坪(3.3㎡)当たり15,000円 限度額50万円(二世世代以上の同居住宅60万円) 関連:木造住宅推進協議会 ・住宅新築等補助金 住宅を新築または全面改築した者に対し、住宅建築費の一部を助成する。 助成額:一坪(3.3㎡)当たり15,000円 限度額30万円(二世世代以上の同居住宅40万円) ・住宅増改築補助金 要件を満たす者が、村内の施工業者により増改築した場合に対し、増改築費の一部を助成する。 助成額:50万円以上の工事が該当 工事費の10% 限度額40万円	補助金交付件数 ①木造新築・新築 ②増改築 ① 6件 ②14件	ほぼ同じ件数で推移しており、一定の成果はあがっている。												現 継	木造住宅新築等補助金制度、住宅新築等補助金制度及び住宅増改築補助金制度は、地域産業の活性化、定住促進の両面から、有効な手段である。また、さらなる定住化の促進をするため、補助制度の内容を見直しR4年度まで延長したが、補助制度の見直しの効果を検証していく必要がある。	
上下 水道	水道料調定・徴収事務	水道料金の徴収事務	・一般管理業務 ・水道料金調定業務 ・水道料金徴収業務 ・検針業務等(検針業務:委託 検針後業務:直営) ・窓口業務	収納率 収納金額/調定金額 94,410/93,957 =99.5%	滞納者の回収金額が増加したため、収納率が0.1ポイント増加した。													現 継	公営企業の効率的・機動的な事業運営を行うことを目的として、令和5年度に公営企業会計に移行する。
	下水道料徴収 (公共下水道・農業集落排水施設)	下水道料金徴収事務	下水道料金徴収 ・検針委託 ・料金システム委託 ・口座振替	料金収納率 収納金額/調定金額 94,410/93,957 =99.5%	滞納者の回収金額が増加したため、収納率が0.1ポイント増加した。													現 継	公営企業の効率的・機動的な事業運営を行うことを目的として、令和5年度に公営企業会計に移行する。
	合併処理浄化槽設置整備	下水道事業区域外の公共水域の水質保全、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	下水道事業(公共下水道、農業集落排水施設)区域外の合併処理浄化槽設置希望者に補助金を交付。 補助額 5人槽 332千円 21~30人槽 990千円 6~7人槽 414千円 31~50人槽 990千円 8~10人槽 548千円 51人槽以上 990千円 10~20人槽 939千円	対象区域内普及率 処理人口/対象区域人口 625/761=82.1%	処理人口の減少よりも区域人口の減少が上回ったため、普及率が0.5ポイント増加した。													現 継	老朽化し機能の低下した浄化槽の取替を推進する。
総務 学校	学校給食	児童、生徒に安全で、おいしい給食を提供する。	・小・中学校自校給食 小学校198食 調理員4名 中学校195食 調理員3名 ・給食調理設備の整備 ・主食費を全額村補助	①小学校児童数 ②中学校生徒数 ①112 ② 83	自校炊飯給食を行うことにより、児童・生徒、教職員から給食がおいしいと評判も高い。													現 継	今後も給食設備の維持等を行い、地産地消による自校給食を提供していく。
	スクールバス	遠距離通学児童・生徒の通学手段の確保と安全輸送のためにスクールバスを運行。	・平成15年度から小学校統合により遠距離通学者のためスクールバスを運行 小学校4台(須原・中部地区) 中学校4台(須原地区、野尻地区H28よりバス通学へ切替) ・平成30年9月大雨災害で大桑橋倒壊のため、殿地区生徒(中学校)もバス運行の追加をした。	利用数 ①児童 ②生徒 ①83 ②57	遠距離通学児童・生徒の通学手段の確保と安全確保ができていく。													現 継	遠距離通学児童・生徒の通学手段の確保と安全確保のために引き続きスクールバスを運行していく。

【令和元年度事業に対する事務事業評価】任意事務(内部・管理的事務を除く) 一覧表

係等	令和元年度																	
	事業名	事業目的	事業内容	主な成果(又は活動)指標等		成果の状況	評価(※)									今後の方向性		
							①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			
	育英基金	経済的理由により就学が困難な学生を支援し、就学の機会を得られるようにする。	・貸付金額(月額) 大学・短大 3万5千円 高専 2万5千円 高校 1万5千円 ・所得制限 保護者年間所得 700万円以下 ・償還期間 卒業1年後から貸付期間の2倍以内	①新規利用者 ②継続利用者 ③貸付金額		① 9 ②15 ③9,840千円	家庭の経済状況により進路に展望を持っていない学生を作らないため十分活用され成果を上げている。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現継	平成27年度から若年層の定住促進を目的に、償還期間中に住所を有する人を対象に償還金の一部免除する制度を設け、さらに有効利用されるよう取り組んでいる。
	資料館	大桑村の歴史・文化にかかわる資料等を収集整理し、これを保存展示するとともに、収集した資料に関する調査研究と教育普及活動を行い、村民の文化の向上と来村者が大桑村の歴史と文化を知る場とする。	・村歴史資料の保存展示 ・入館料 大人200円(20人以上団体150円) 小人100円 ・12/1~2/末日は閉館 ・特別展の開催 H27増改築工事実施 H28リニューアルオープン	1日当たりの利用者数	年間利用者数/開館日数	3,524/237=14.9人	企画展等のイベントを行うことにより、多くの人が来館している。	A	B	A	A	A	B	B	A		現継	歴史的に貴重な資料を展示する施設として今後も継続していく。平成27年度に増改築工事を行い、収蔵スペースの確保と展示スペースが見直され、今後新たな企画を行いさらに入館者の増加を目指す。
生涯学習	公民館活動	コミュニティ活動の推進・社会教育、生涯学習の推進	・公民館活動の推進 公民館長の設置 分館長・主事会議の開催 分館対抗スポーツ大会の開催 公民館研究集会の開催 夜桜まつりの共催 食生活改善の推進 県、郡公民館の活動 なんでも体験わくわく隊共催 ゴールデンシユー運動後援	参加率	参加総数/人口	412/3,693=11.1%	本館、各分館とも特色あるコミュニティ活動が積極的に行われている。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現継	公民館活動は、地域文化の伝承、地域コミュニティに欠かせない場であり、地域活性化の基本であるため現行どおり継続。公民館のあり方については、公民館を取り巻く社会的な状況も考慮し検討していく必要がある。
	公民館図書	情報の提供と学習環境の整備	・図書室の開放 ・図書の購入 ・情報の提供 ・新庁舎図書館検討委員会の開催	①1日当たりの利用者 ②1日当たりの利用冊数	①年間利用人数/開館日数 ②年間利用冊数/開館日数	①902/359=2.5人 ②2,483/359=6冊	利用者数、利用冊数は横ばい傾向であるが、図書の貸し出し、学習の場として目的の成果を十分に果たしている。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現継	住民ニーズが高く、幅広い世代の学びの場・交流の場・情報収集の場である。今後は、新庁舎図書館への移行を考慮し本の購入を行う。また、開館に向けて検討委員会でさらに話し合いを進める。
	生涯学習講座・教室	村民が生きがいを持ち充実した家庭、地域、社会生活を送ることが出来る「生涯学習社会」の実現。	・学習活動の機会・情報の提供 ・学習活動の整備充実 ・自主的な学習活動の支援 ・記録集の発行 ・広報の発行 ・資料館を活用した企画の充実 ・生涯学習教室を通じた交流イベント	参加者数	①趣味の講座 ②教養講座 ③健康づくり講座 ④青少年・子育て ⑤特別講座	① 128人 ② 180 ③ 122 ④ 302 ⑤3,147 計 3,879人	村民の生きがいづくりを重点に事業を実施。多くの住民が参加し生きがいづくりに繋がっている。また住民主体で運営している教室も多数。他課や社会福祉協議会との連携により住民参加が広がっている。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現継	住民への情報発信を徹底し、住民の要望に沿った企画を取り入れることにより、幅広い世代の住民が集い交流できる生涯学習講座を開催していく。
	社会教育団体育成	文化・青少年育成活動の支援	【補助金交付内訳】 馬頭太鼓 40,000円 大桑村文化協会 40,000円 羅炎太鼓 40,000円 計 120,000円	補助金交付団体数	補助金交付団体数	3団体	馬頭太鼓については、青少年育成活動支援として補助金を交付し、一定の成果を上げている。文化協会、羅炎太鼓に関しても、社会教育団体育成補助として	A	A	A	A	A	A	A	B	A	見直	各団体の活動状況を把握しながら、支援を継続していく。羅炎太鼓は令和元年度で補助金交付を終了。

【令和元年度事業に対する事務事業評価】任意事務(内部・管理的事務を除く) 一覧表

係等	令和元年度																
	事業名	事業目的	事業内容	主な成果(又は活動)指標等			成果の状況	評価(※)									今後の方向性
				①	②	③		④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨				
体育協会	各種スポーツ団体を育成し、村のスポーツの振興を図り、明るく豊かな村づくりに寄与する。	・組織体制 会長1名、副会長1名、監事2名、理事29名 ・構成団体15部 各部に部長1名、副部長1～3名 ・事務局 教育委員会 ・郡総合体育大会(各種目)参加 ・各種競技大会参加	構成団体数	構成団体数	15団体	郡総合体育大会への補助として参加費・旅費、活動支援として消耗品・登録料などを補助している。各部が各種競技を通じてスポーツの振興を図り、事業目的に沿って活動し一定の成果を上げている。	A	A	A	A	B	A	B	A	A	見直	スポーツに対する住民の意識が多様化していく中、今までの活動を継続しながら、次世代の活動を支援していけるようなニーズの把握・支援・運営方法を検討していく。 また、中学校社会体育活動が、部活動から独立して活動するために、体育協会予算の枠組みを変更し、スポーツ教室と同等の補助を行う方向で取組みが進んでいる。
少年等スポーツ教室	スポーツを通じた青少年の健全育成	・児童・生徒を対象にしたスポーツ教室へ補助金交付 ・交付対象教室 ＜小中学生対象＞ 相撲教室、剣道教室、陸上教室 ＜小学生のみ対象＞ Jrサッカー教室、Jrバレーボール教室、Jrバスケットボール教室	参加率	①参加児童数/児童数 ②参加生徒数/生徒数	①123/112=109% ②54/83=65%	スポーツに関わる児童・生徒は多い。参加率からも一定の成果は出ている。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現継	青少年の健全育成に大きな役割を担っている。各教室に対する支援は継続して実施する。教室によっては、指導者不足と後継者の育成が課題。 今後、中学校社会体育活動と部活動が区別化がされていく中、スポーツ教室活動は社会体育活動の受け皿として必須。
3地区体育祭	住民の体力増進と地域交流・活性	須原・中部・野尻地区体育祭の開催に対する交付金の交付	参加者数		585人	それぞれの地区ごと開催し、幅広い年齢層が参加するスポーツによる交流の場として事業目的を達成している。	A	A	B	A	A	A	A	A	A	現継	少子高齢化等により各地区での準備運営が難しくなりつつある。中部地区は、検討期間を設けるため今年度の開催を休止したが、地区内の特定の地域では、代替で体育イベントを開催したところもあるなど、住民ニーズは高いことが伺える。 開催のための資金は、一部交付金が充てられており開催の後押しとなっている。 今後、感染症対策や新しい生活様式が広がる中で、地区のスポーツ活動がどの程度できるか状況を見ながら判断していく必要がある。
成人式	次代を担う成人者を激励・祝福し、地域・社会の責任ある一員としての自覚をする機会とする。	成人式の開催 毎年8月14日 成人式を企画・運営する実行委員会の開催(実行委員は村内在住の成人者) 成人者への記念品贈呈 祝賀アトラクションの開催	成人式参加率	参加者/対象者	36/45=80.0%	地域・社会の一員としての自覚をする機会となっている。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現継	村内の成人者有志で組織する実行委員会の活動が年度によりばらつきがあるため、必要に応じて助言等行う。 成人年齢が18歳になった場合でも、現行の年齢を対象に行う予定
子ども交流セミナー	青少年の健全育成。 子ども達の友好親善を深めるとともに、自主性、創造性を養う。	大桑村を緑の休暇村に指定している北名古屋市との交流事業の一環として、各町村小学校6年生の交流会を実施。 (交流内容) 【7月:大桑村交流会】 大桑の歴史探索、のぞきど森林公園のキャンプなどを実施 2泊3日 【10月:北名古屋市交流会】 明治村や名古屋市科学館 などの見学 1泊2日	児童の参加率	児童の参加人数/募集人員	13/20=65%	青少年の健全育成、両市村の交流等、目的を十分に果たしている。	A	A	A	A	A	A	A	A	B	現継	大桑村交流会は一部、NPO法人へ委託し実施。内容の充実を図っている。 今後、児童数の減少も勘案しながら事業内容を検討し実施していく。

【令和元年度事業に対する事務事業評価】任意事務(内部・管理的事務を除く) 一覧表

係等	令和元年度																		
	事業名	事業目的	事業内容	主な成果(又は活動)指標等		成果の状況	評価(※)									今後の方向性			
							①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨				
	子ども専用釣場設置事業	釣を通じて小中学生の情操教育の場をつくり、健全な青少年の育成を図る。	・運営協議会の開催(村・漁協・PTA・河川住民代表) ・上田沢・サヨリ沢を子ども専用釣河川に指定し、協議会で運営 ・協議会へ補助金交付 ・川開き(開会式)の開催 ・小学校PTAマスカみ大会 ・魚の放流	子どもの参加率	参加者数/15歳までの人口	88/325=27%	効果の指標として小学生1人あたりの投入コストとしているが、未就学児・中学生・保護者の参加もあり、事業の効率目的に対し一定の成果をあげている。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現継	子ども釣り河川の実施が郡内3カ所のみであることや、自然の中で親子でふれあう貴重な機会になっていること等を踏まえ、今後も継続し村・漁業協同組合・小中PTA・地区が連携し実施していく。
	人権教育	幅広い世代へ人権教育の場を提供し、人権に対する理解を深める。	福祉健康課と共催し、小・中学校や社会福祉協議会とも連携を取りながら実施。	講演会回数		1回	小学校または中学校で講演会を開催している。 小・中学生は、講演会を通じて、人権に対する理解を深めるきっかけとなっている。	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A	現継	現在行っている人権講演会を中心に、他の手段も検討しながら幅広い世代に普及啓発し理解を深める場の提供を継続していく。
子育て支援	保育園	保護者が労働、病気等の状態にあり、家庭において十分保育できない児童を保護者にかわって保育する。 子どもや子育て家庭への理解を深め、家庭や地域の中で、子どもの健全な心身の発達を促していくことを目的とする。	平成31年4月1日現在 定員 100人 園児数 67人 職員数 保育士7人 給食調理1人 開園時間 7:30~18:30(延長を含む) 令和元年10月より 3歳以上の保育料無償化 R1:事業コスト 財源国庫支出金に臨時交付金5,896千円を含む	①入園率 ②措置率	入園児童数/定員 入園児童数/対象児童数	①67/100=67% ②67/112=59.8%	質の高い保育や多様なニーズに対応できるよう、年度ごとの保育計画に基づき子どもの健全な心身の発達を促している。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	現継	・多様なニーズに対応できる保育サービスの検討と家庭や地域の中で子どもの健全な心身の発達を促す環境を整えていく。 ・「大桑村子ども・子育て支援実施計画」に基づき、現状把握と改善点について考察していく。
	保育園給食	生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培う。	管理栄養士による献立を保育士、給食調理員とで内容を検討し、自園で給食、おやつを提供。 給食費は全額村負担。	給食延べ人員		13,529人	食を営む力の育成を目的に、食育計画に基づき給食を媒体として実施している。 お米作りや野菜作りを通して食への関心を高め、幼児期からの食生活を考える機会となっている。	A	A	A	A	A	B	B	A	A	現継	毎日の給食そのものを、食育ととらえるとともに、関係スタッフが連携して食の大切さを家庭へ情報提供していく。	
	保育園通園バス	通園距離が遠くなる地区を対象とした通園のための交通確保	4路線運行 1号車 阿寺・殿方面 2号車 野尻方面 3号車 伊奈川方面 4号車 中部方面 添乗員 各号車1名	1日当たりの延べ利用者数	利用者数/運行日数	9,227/230=40人	通園距離が長い園児に対して通園バスを運行することは、時間的にも経済的にも保育環境を整える支援と考えられる。	A	A	A	A	A	B	C			現継	・利用者の変動により、路線の変更は考えられるが、保育サービスの充実という観点から運行は継続していくことが妥当と考える。 ・翌年度の運行形態については、契約するバス会社と検討が必要。	
	放課後子ども教室	放課後の子ども達の安全で安心していられる場所の確保	共働き世帯、ひとり親世帯への子育て支援として、放課後及び学校の長期休暇時の預かりを実施 ・開催場所 大桑小学校内(子ども教室・体育館・多目的ホール・中庭・校庭) ・内容 安全に預かりができるように2人の安全管理員を配置し、児童の様子を見守る	①1日当たりの利用者	①年間利用人数/開設日 ②年間利用登録人数	①3,626/226=16.0人 ②58	放課後や長期休業中の子どもたちの居場所として重要であり、異学年との交流や体験の場として有効である。	A	A	A	A	A	B	B	B	A	現継	核家族化・共稼ぎ家庭の一般化やひとり親家庭の増加など、社会構造が変化中、安心して働き、子育てと仕事の両立を希望する保護者を支援するために継続が必要な事業。	
	子育て支援センター	保育園未就園児の母が健全で安らかな生活を営むことができるよう子育てを支援する。	保育園に子育て支援センターを併設 開設日 月曜日～金曜日 時間 8:30~17:00 (12:00~13:00閉所) 内容 子育てに関する相談、助言、情報提供 親子が交流する場の提供 児童(0~2歳)の一時預かり 育児ママリフレッシュ保育の実施 各種教室、講座の開催 ショートステイ	1日当りの利用者数	年間延べ利用者数/開設日数	3,283/240=13.6人	個々のケースに適切に対応できるように、相談事業の充実を図ることで、相談件数も増加している。交流の場の提供や、各種講座の開催により、保護者の子育てに関する負担や不安、孤立感を和らげることができている。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	現継	・子どもの育ちと子育てを支える拠点として、施設環境整備や活動内容の充実を図る。 ・相談事業と一時預かり事業が重なると、午睡確保の困難さもあり施設改善が必要である。 ・妊婦さん、中高生、地域の人など幅広く支援センターの利用普及に努める。 ・自主的な子育てサークルの活動の支援に努める。 ・令和3年3月までに子育て世代包括支援センター設置にむけ検討を進める。	

【令和元年度事業に対する事務事業評価】任意事務(内部・管理的事務を除く) 一覧表

係等	令和元年度						評価(※)									今後の方向性
	事業名	事業目的	事業内容	主な成果(又は活動)指標等	成果の状況											
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
<ul style="list-style-type: none"> <li>本一覧表は各事務事業の事務事業評価シートから内容を一部抜粋したものです。</li> <li>事務事業評価シートの原本は、役場窓口で閲覧できます。</li> </ul>			全103事業 「見直し」5事業 「現行どおり」93事業 「拡大」3事業 「縮小」0事業 「休・廃止」2事業	・評価(※)の①～⑨の項目は右のとおりです。A～Dの考え方については1、2ページをご覧ください。 なお、事業によっては①～⑨の項目で評価することができない(該当しない)と思われる項目は、評価シート作成者の判断により空欄となっています。		・妥当性:①行政が関与すべきか ②住民ニーズは高いか ③目的・対象は妥当か ・有効性:④事業の効果があるか ⑤成果向上の可能性 ・効率性:⑥手段は最適か ⑦低コスト・効率化 ⑧受益者負担は適正か ・協働性:⑨住民参画										